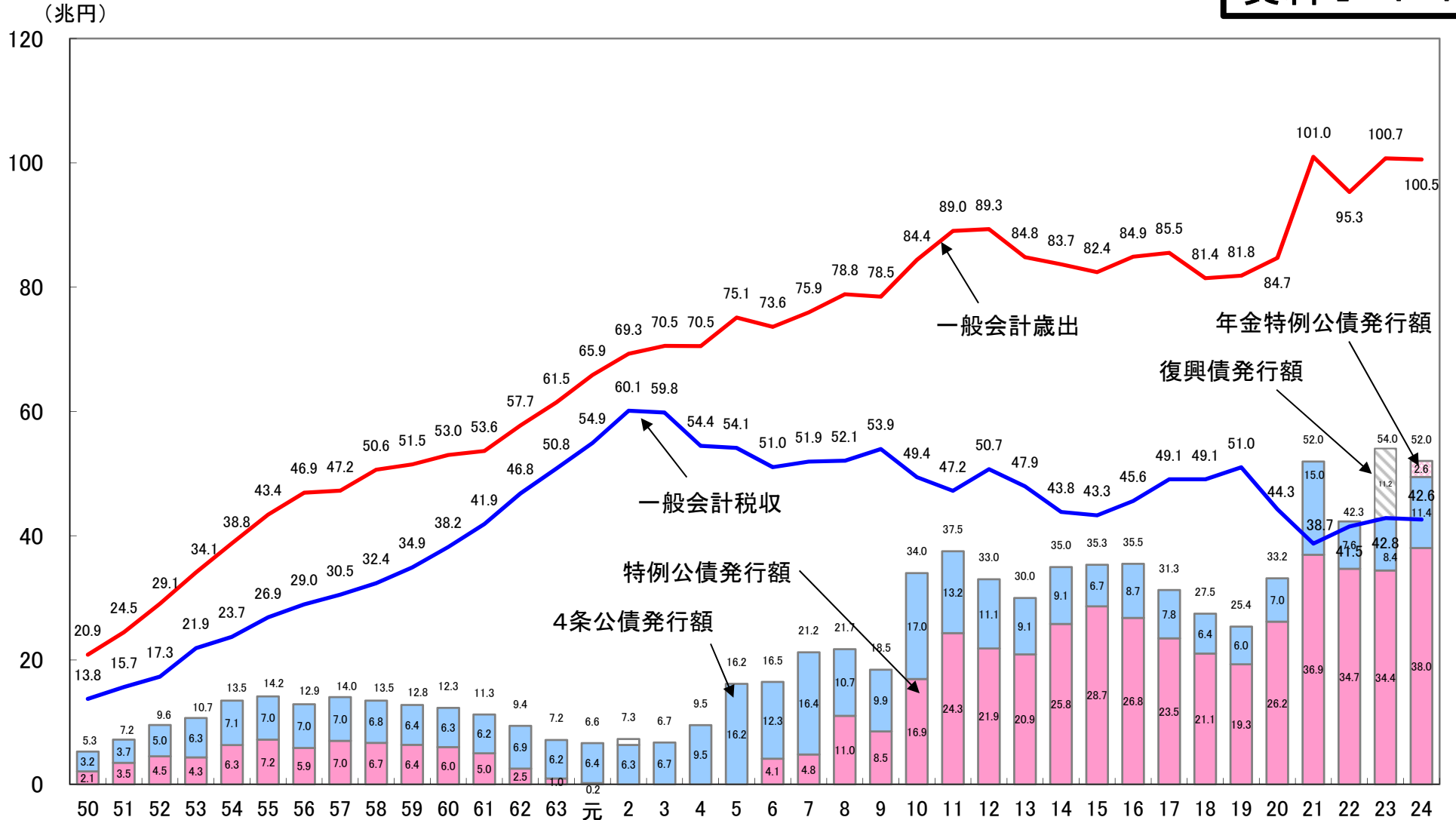


(参考 1)

資料

一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移

資料 I - 1 - 1



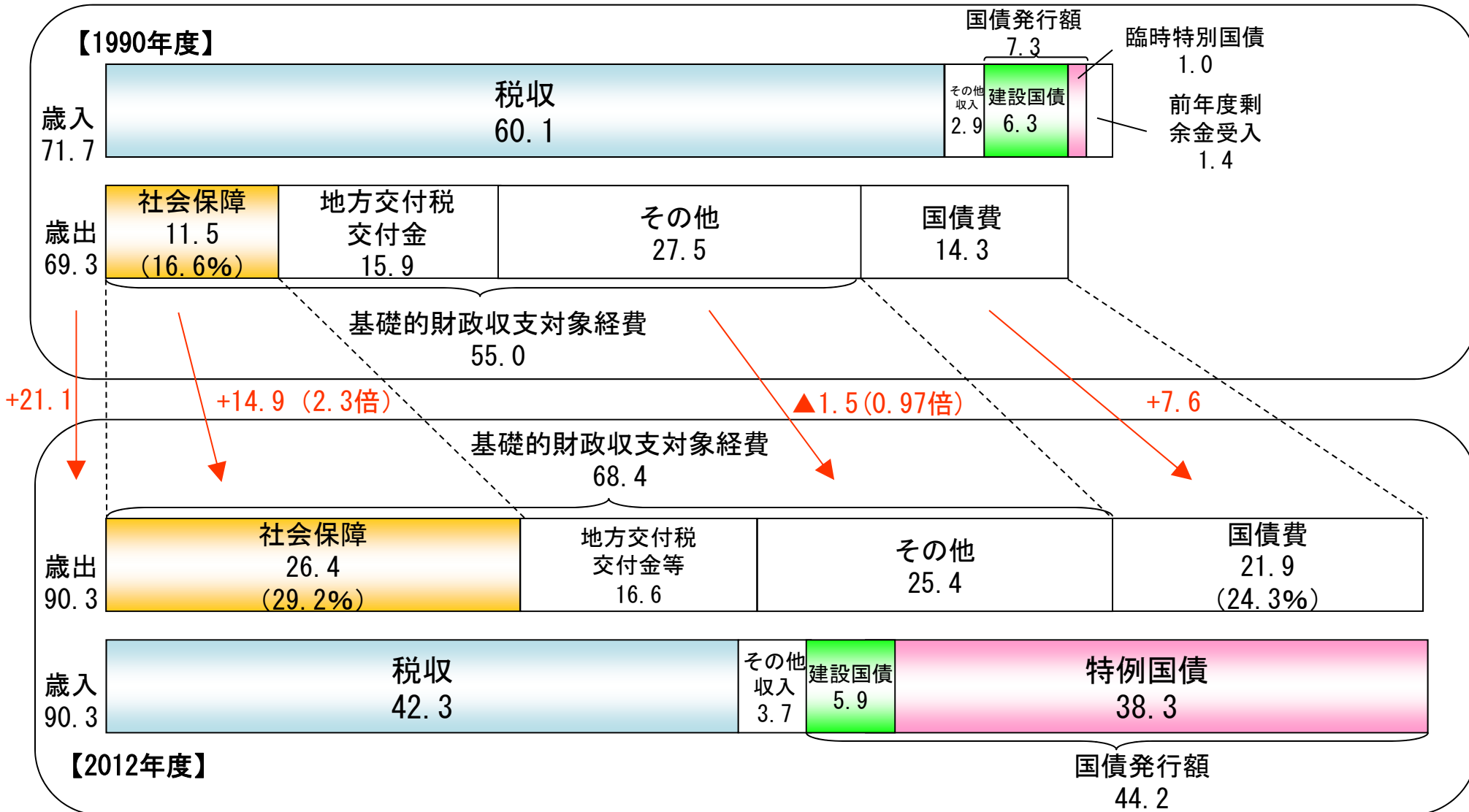
- (注1) 平成23年度までは決算、24年度は補正後予算案による。
- (注2) 歳入の「その他収入」とは、官業益金及官業収入(病院収入など)、政府資産整理収入(国有財産売却収入や回収金収入など)及び雑収入(日本銀行等による納付金や特別会計からの受入金など)等である。
- (注3) 平成2年度は、湾岸地域における平和回復活動を支援するための財源を調達するための臨時特別公債を約1.0兆円発行。
- (注4) 平成23年度は、東日本大震災からの復興のために平成23年度～平成27年度まで実施する施策に必要な財源について、復興特別税の収入等を活用して確保することとし、これらの財源が入るまでの間のつなぎとして復興債を発行(平成23年度:11.2兆円)。なお、平成24年度においては、東日本大震災復興特別会計を設置することとし、当該特会の負担において復興債を発行するため、上記の平成24年度の公債発行額には計上していない。
- (注5) 平成24年度は、基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特例公債を発行(平成24年度:2.6兆円)。

1990年度と2012年度における国の一般会計歳入歳出の比較

資料 I - 1 - 2

- 歳出の伸びの大半は社会保障関係費の伸び。
- 国債発行額の増加は、税収の落ち込みとともに、社会保障関係費の伸びが影響。

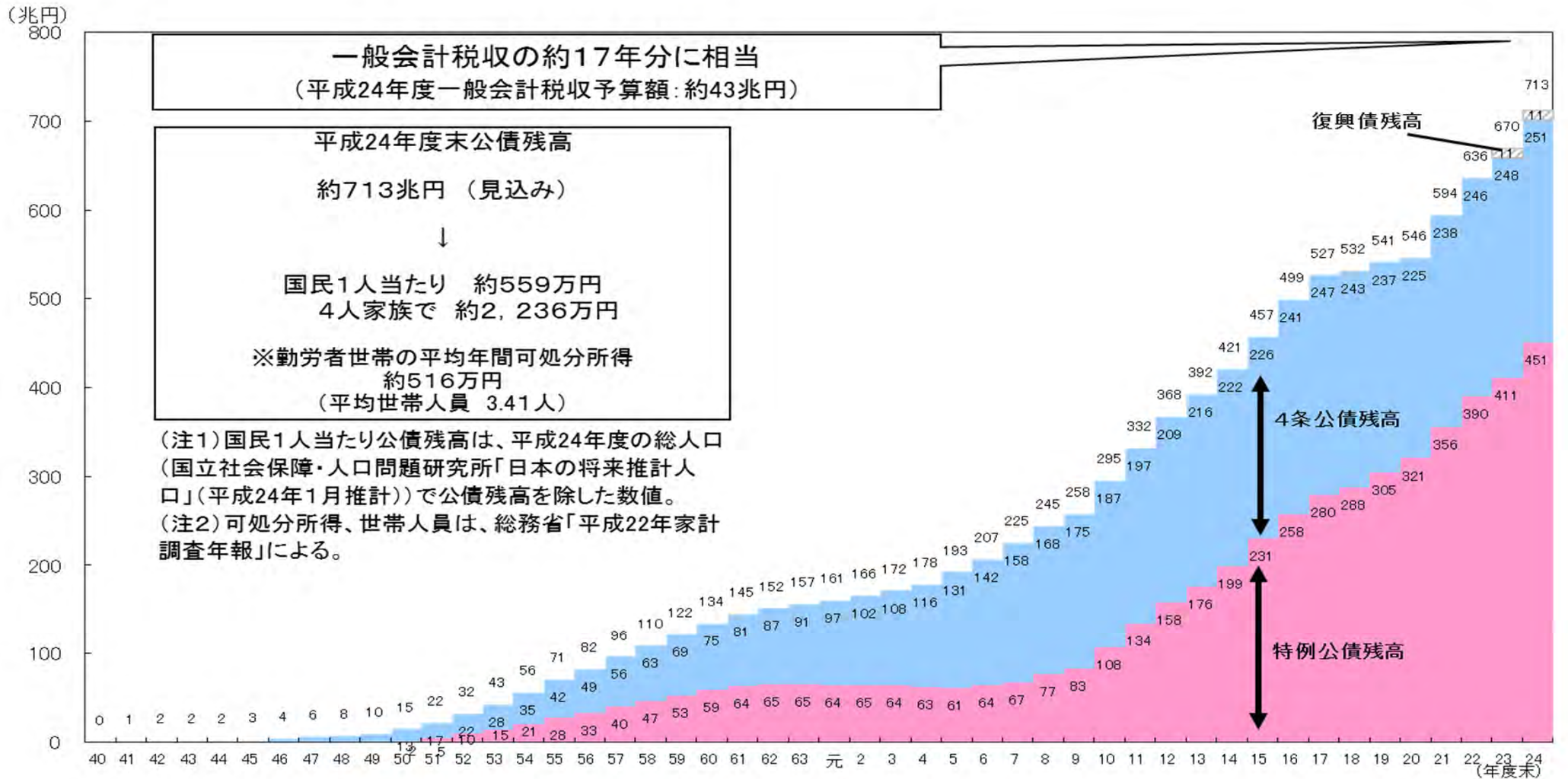
(単位：兆円)



(注) 1990年度は決算ベース、2012年度は当初予算ベース。

公債残高の累増

資料 I - 1 - 3



(注1) 公債残高は各年度の3月末現在額。ただし、平成24年度末は補正後予算案に基づく見込み。

(注2) 特例公債残高は、国鉄長期債務、国有林野累積債務等の一般会計承継による借換国債及び年金特例公債を含む。

(注3) 東日本大震災からの復興のために平成23年度～平成27年度まで実施する施策に必要な財源として発行される復興債(平成23年度は一般会計において、平成24年度は東日本大震災復興特別会計において負担)を公債残高に含めている(平成24年度末で11.2兆円)。

(注4) 平成24年度末の翌年度借換のための前倒債限度額を除いた見込額は701兆円程度。

国及び地方の長期債務残高

資料 I - 1 - 4

公債残高以外にも利払・償還財源が主として税財源によりまかなわれる長期債務があります。これらを国・地方の双方について集計した「国及び地方の長期債務残高」は、平成24年度末に942兆円(対GDP比197%)に達する見込みです。

(単位:兆円)

	平成5年度末 (1993年度末) ＜実績＞	平成10年度末 (1998年度末) ＜実績＞	平成15年度末 (2003年度末) ＜実績＞	平成20年度末 (2008年度末) ＜実績＞	平成21年度末 (2009年度末) ＜実績＞	平成22年度末 (2010年度末) ＜実績＞	平成23年度末 (2011年度末) ＜実績見込＞	平成24年度末 (2012年度末) ＜予算＞
国	242程度	390程度	493程度	573程度 (568程度)	621程度 (613程度)	662程度 (645程度)	694程度 (685程度)	741程度 (729程度)
普通国債 残高	193程度	295程度	457程度	546程度 (541程度)	594程度 (586程度)	636程度 (619程度)	670程度 (660程度)	713程度 (701程度)
対GDP比	39.9%	57.8%	91.1%	112% (110%)	125% (124%)	133% (129%)	142% (140%)	149% (146%)
地方	91程度	163程度	198程度	197程度	198程度	200程度	200程度	200程度
対GDP比	19%	32%	40%	40%	42%	42%	42%	42%
国・地方 合計	333程度	553程度	692程度	770程度 (765程度)	819程度 (811程度)	862程度 (845程度)	895程度 (885程度)	942程度 (930程度)
対GDP比	69%	108%	138%	157% (156%)	173% (171%)	179% (176%)	189% (187%)	197% (194%)

(注1) GDPは、平成23年度までは実績値、24年度は政府見通しによる。

(注2) 東日本大震災からの復興のために平成23年度～平成27年度まで実施する施策に必要な財源として発行される復興債(平成23年度は一般会計において、平成24年度は東日本大震災復興特別会計において負担)を普通国債残高に含めている(平成24年度末で11.2兆円)。

(注3) 平成20～23年度末の()内の値は翌年度借換のための前倒債発行額を除いた計数。平成24年度末の()内の値は、翌年度借換のための前倒債限度額を除いた計数。

(注4) 交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金については、その償還の負担分に応じて、国と地方に分割して計上している。なお、平成19年度初をもってそれまでの国負担分借入金残高の全額を一般会計に承継したため、平成19年度末以降の同特会の借入金残高は全額地方負担分(平成24年度末で33兆円程度)である。

(注5) 平成23年度末は、地方は地方債計画等に基づく見込み。

(注6) このほか、平成24年度末の財政投融资特別会計国債残高は110兆円程度。

財政収支・債務残高の国際比較

資料 I - 1 - 5

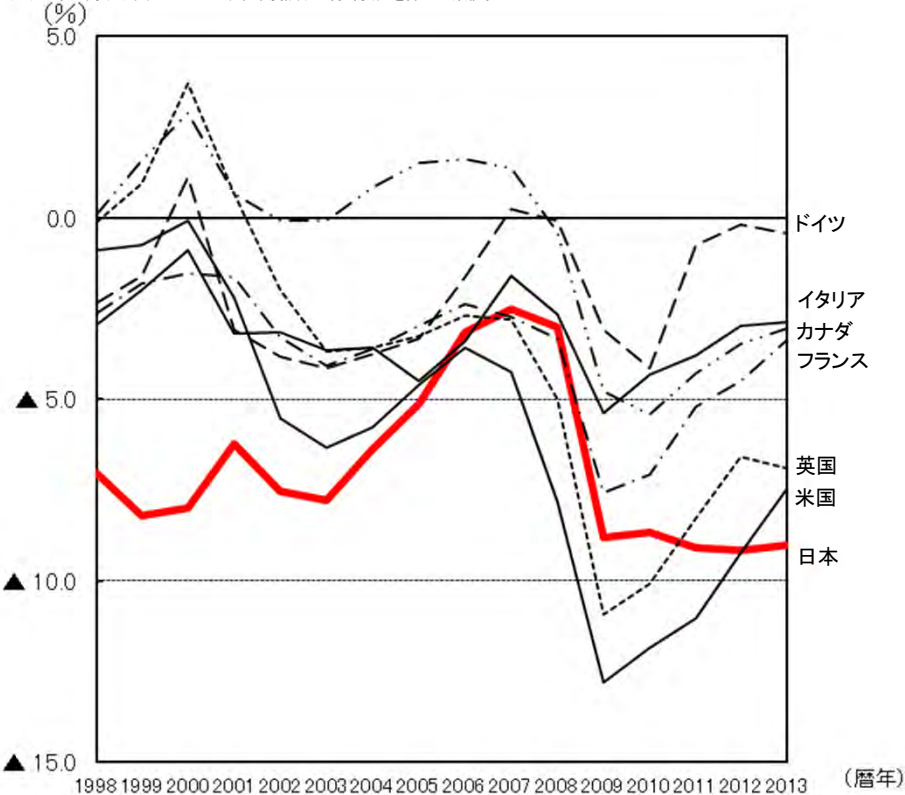
(1) 財政収支の国際比較(対GDP比)

暦年、%	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
日本	-7.0	-8.2	-8.0	-6.2	-7.5	-7.8	-6.4	-5.2	-3.2	-2.5	-3.0	-8.8	-8.7	-9.1	-9.2	-9.0
米国	-0.9	-0.7	-0.1	-2.2	-5.5	-6.3	-5.8	-4.6	-3.6	-4.3	-7.8	-12.8	-11.9	-11.0	-9.3	-7.5
英国	-0.1	0.9	3.7	0.6	-2.0	-3.7	-3.6	-3.3	-2.7	-2.8	-5.0	-10.9	-10.1	-8.3	-6.6	-6.9
ドイツ	-2.3	-1.6	1.1	-3.1	-3.8	-4.1	-3.8	-3.3	-1.7	0.2	-0.1	-3.1	-4.2	-0.8	-0.2	-0.4
フランス	-2.6	-1.8	-1.5	-1.7	-3.3	-4.1	-3.6	-3.0	-2.4	-2.7	-3.3	-7.6	-7.1	-5.2	-4.5	-3.4
イタリア	-2.9	-2.0	-0.9	-3.2	-3.2	-3.6	-3.6	-4.5	-3.4	-1.6	-2.7	-5.4	-4.3	-3.8	-3.0	-2.9
カナダ	0.1	1.6	2.9	0.6	-0.1	-0.1	0.8	1.5	1.6	1.4	-0.4	-4.8	-5.4	-4.3	-3.5	-3.0

(出典)OECD Economic Outlook 92 (2012年12月)
 ※ 数値は一般政府ベース、ただし、日本及び米国は社会保障基金を除いた値。
 仮にこれを含めれば、以下のとおり。

暦年、%	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
日本	-5.7	-7.1	-7.4	-6.0	-7.7	-7.8	-7.3	-5.7	-3.3	-2.8	-3.6	-10.1	-9.5	-10.0	-10.2	-10.2
米国	0.3	0.7	1.5	-0.6	-4.0	-5.0	-4.4	-3.3	-2.2	-2.9	-6.6	-11.9	-11.4	-10.2	-8.5	-6.8

(注)日本の財政収支については、単年度限りの特殊要因を除いた数値。

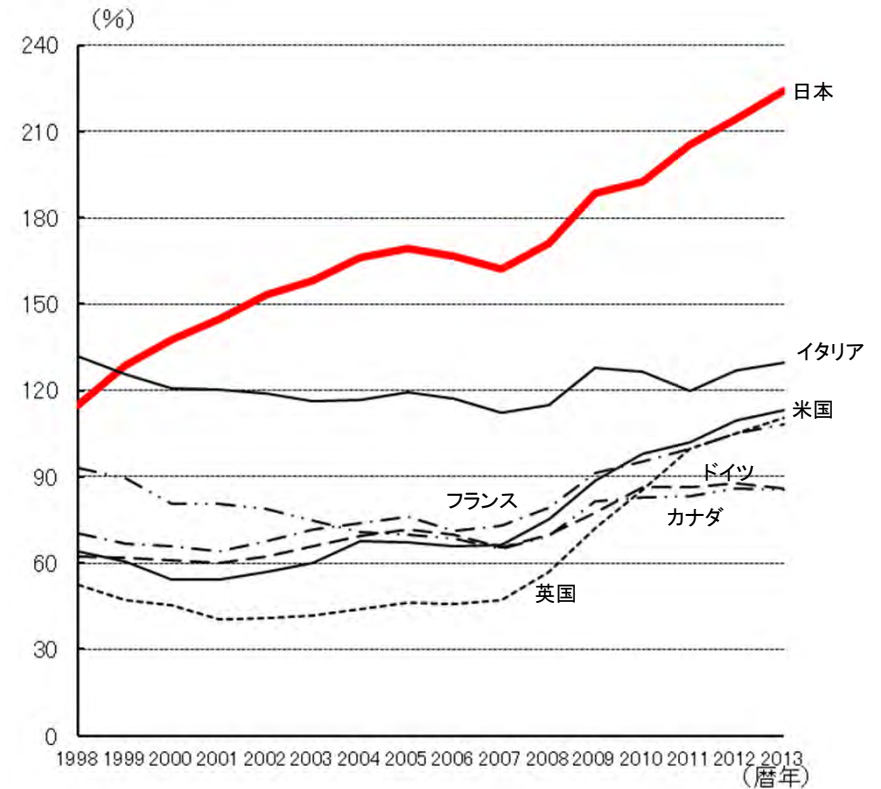


(注)日本の財政収支については、単年度限りの特殊要因を除いた数値。

(2) 債務残高の国際比較(対GDP比)

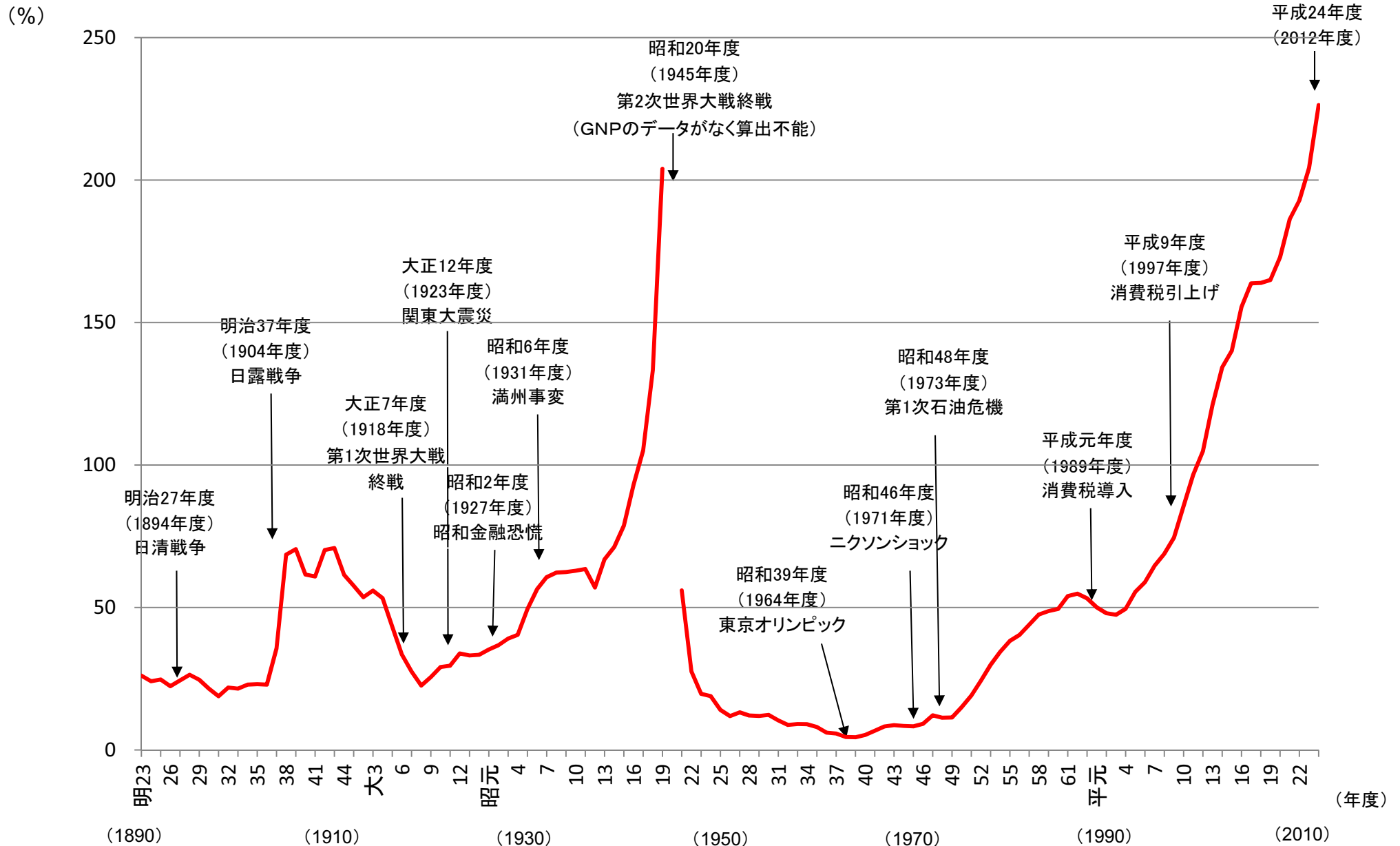
暦年、%	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
日本	114.9	129.0	137.6	144.7	153.5	158.3	166.3	169.5	166.8	162.4	171.1	188.7	192.7	205.3	214.3	224.3
米国	64.2	60.5	54.5	54.4	56.8	60.2	67.8	67.4	66.1	66.5	75.4	88.8	97.8	102.2	109.8	113.0
英国	52.3	47.4	45.2	40.5	41.1	41.6	43.9	46.1	45.9	47.0	57.1	72.0	85.6	99.9	105.3	110.4
ドイツ	62.3	61.8	60.8	60.1	62.5	65.9	69.3	71.8	69.8	65.6	69.9	77.5	86.3	86.4	87.6	86.2
フランス	70.4	66.8	65.7	64.3	67.5	71.7	74.1	76.0	71.2	73.0	79.3	91.2	95.5	100.0	105.1	108.2
イタリア	131.8	125.7	120.8	120.1	118.8	116.3	116.8	119.4	117.0	112.4	114.9	128.0	126.7	119.8	127.0	129.6
カナダ	92.9	89.6	80.5	80.7	78.6	74.7	70.8	69.7	68.6	65.0	69.2	81.5	83.0	83.4	85.8	85.5

(出典)OECD Economic Outlook 92 (2012年12月)
 ※ 数値は一般政府ベース。



明治23（1890）年度以降の政府債務残高の名目GDP等に対する比率の推移

資料 I - 1 - 6



(注1) 政府債務残高は、「国債及び借入金現在高」の年度末の値(「国債統計年報」等による)。平成24年度は年度末の見込み。

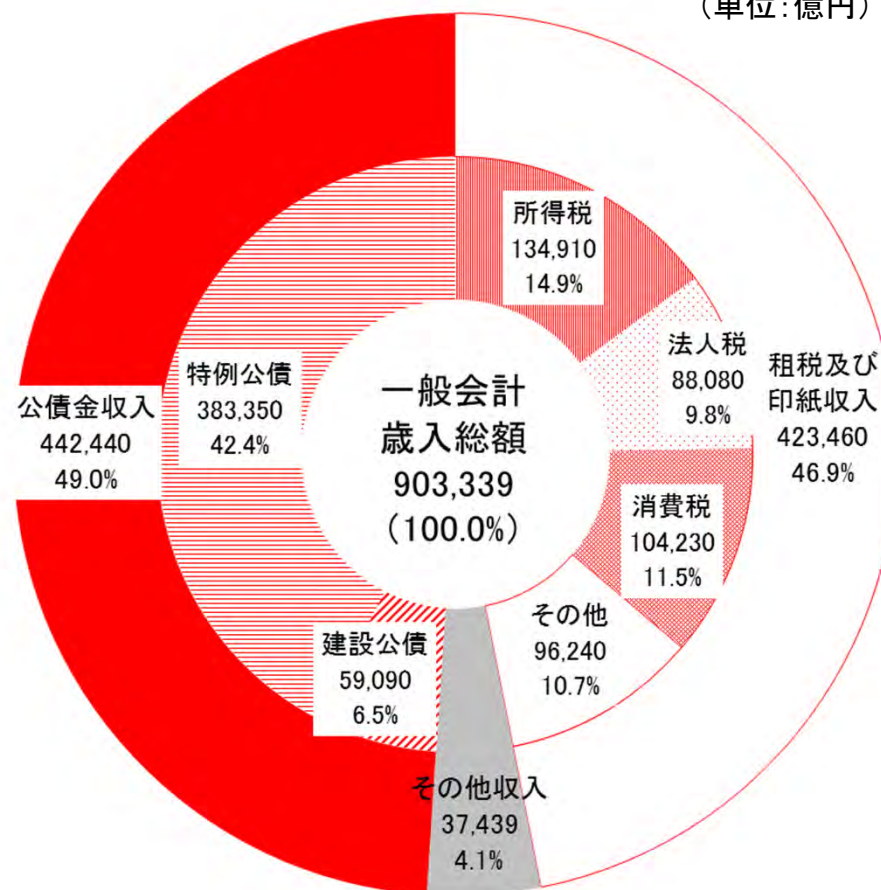
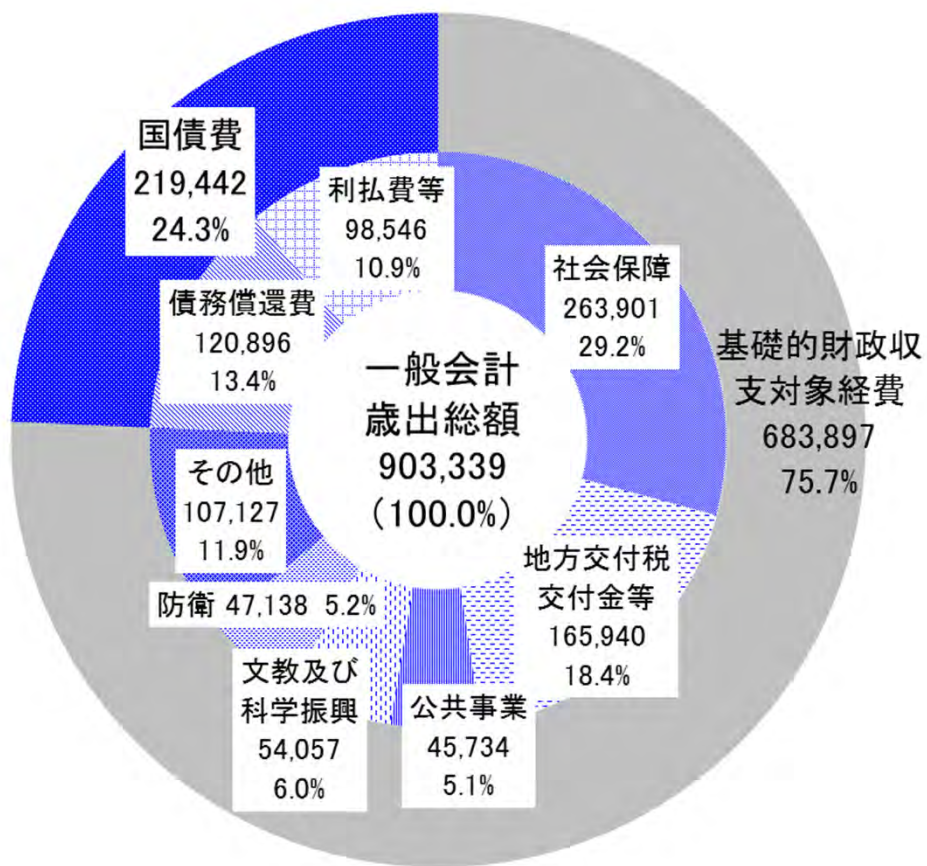
(注2) GDPは、昭和4年度までは「大川・高松・山本推計」における粗国民支出、昭和5年度から昭和29年度までは名目GNP、昭和30年度以降は名目GDPの値(昭和29年度までは「日本長期統計総覧」、昭和30年度以降は国民経済計算による)。平成24年度は見通し。

平成24年度一般会計当初予算から見る財政の現状

資料 I - 1 - 7

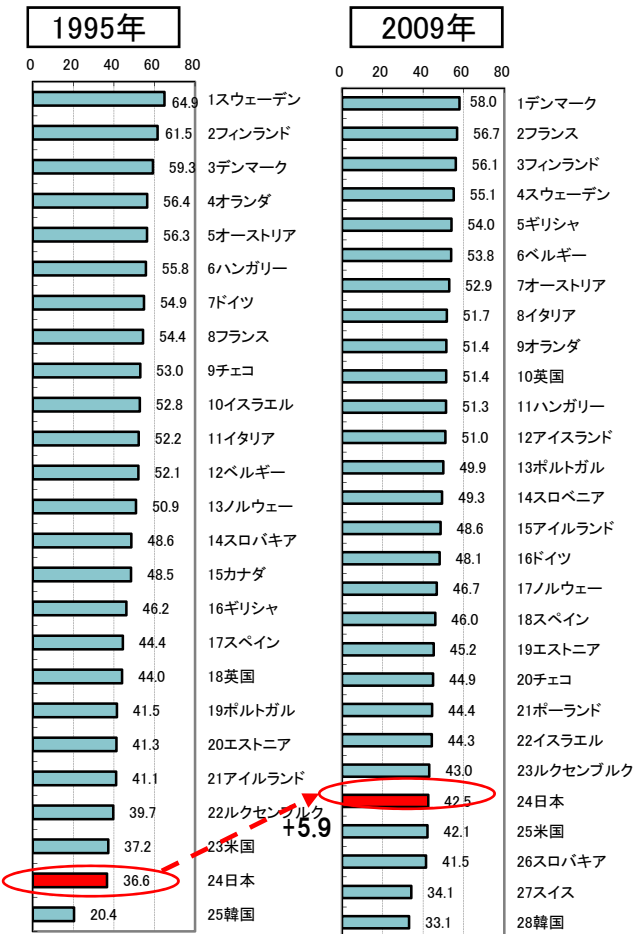
平成24年度一般会計当初予算は約90.3兆円であるが、このうち歳出についてみると、国債の元利払いに充てられる費用（国債費）と地方交付税交付金と社会保障関係費で、歳出全体の約7割を占めている。一方、歳入のうち税収は約42兆円であり、一般会計当初予算における歳入のうち、税収でまかなわれているのは5割に満たず、5割弱は将来世代の負担となる借金（公債金収入）に依存している。

(単位: 億円)

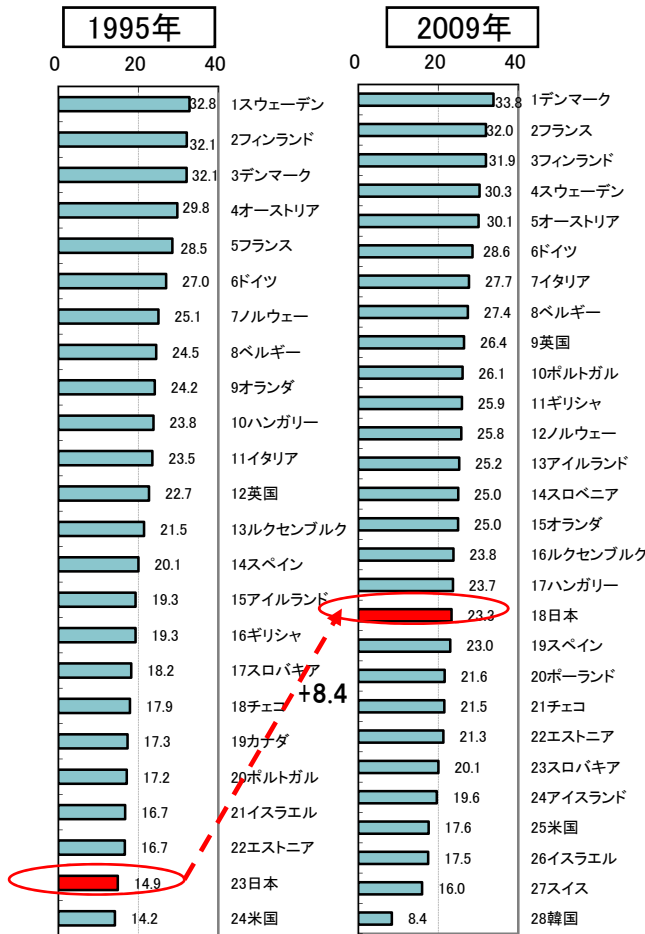


日本においては、高齢化により社会保障支出が増加する一方、社会保障以外の支出はOECD諸国中最低の水準にまで減少しています。

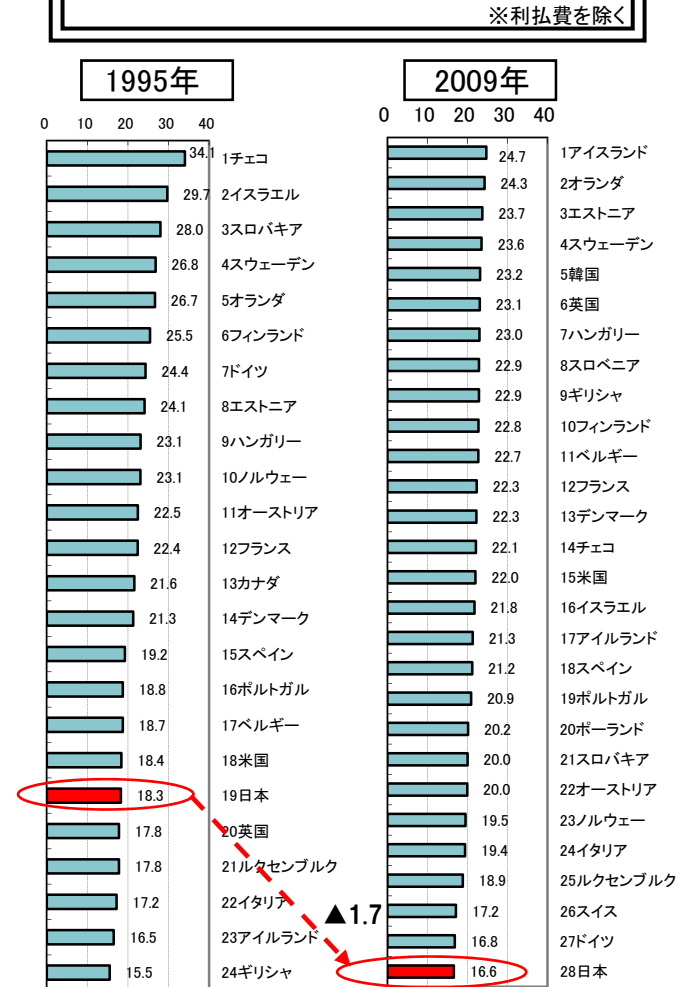
政府の総支出(対GDP比)



政府の社会保障支出(対GDP比)



政府の社会保障以外の支出(対GDP比)



(出典) OECD「Stat Extracts National Accounts」、EU「Euro stat Government Finance Statistics」。

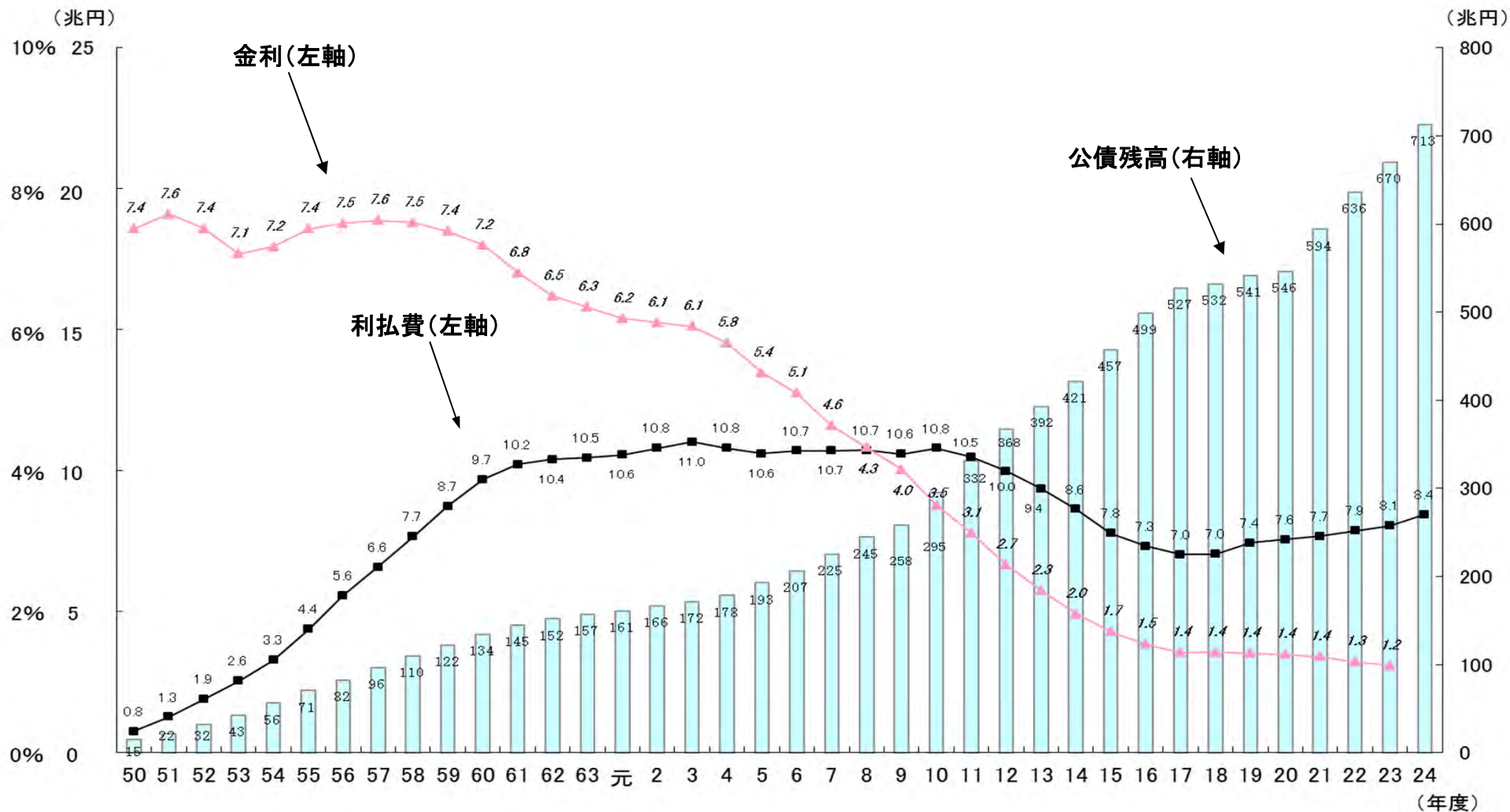
(注1) 数値は一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの)ベース。

(注2) 政府の総支出には利払費が含まれている。

利払費と金利の推移





資料 I - 1 - 9

○公債残高が他国に例を見ない水準まで累増する中、金利低下と国債の借換えにより、利払費はほぼ横ばいで推移してきました。しかしながら、今後、金利が上昇すれば、利払費の大幅な増加が懸念されます。



(注1) 利払費は、平成23年度までは決算、24年度は補正後予算案による。
 (注2) 公債残高は各年度3月末現在高。ただし、平成24年度末は補正後予算案による。

ギリシャをはじめとした財政危機に陥ったGIIIPS諸国では、年金・医療の大幅な給付カットや負担増など、厳しい措置が行われています。

	財政健全化策の規模 (最も規模が大きな年)	社会保障分野の給付削減 等
ギリシャ 	143億ユーロ 対GDP比6.6% (2011年 ^(注1)) ⇒【30.9兆円】 ^(注2)	<ul style="list-style-type: none"> 年金の給付水準を実質切下げ(月約17万円(1,700ユーロ)超の年金受給者について、年金基金の不足に充てるため、年金からの天引き額を増加) これに加え、月約12万円(1,200ユーロ)超の年金給付額を20%切下げ ※ 付加価値税率を引上げ(19→23%)【2010年～】
アイルランド 	60億ユーロ 対GDP比3.8% (2011年) ⇒【18.0兆円】	<ul style="list-style-type: none"> 約10万円(1,000ユーロ)以上の年金受給者への年金給付額を切り下げることで、年金給付総額を4%削減 児童手当の引下げ ※ 付加価値税率を引上げ(21→23%)【2012年～】
ポルトガル 	98億ユーロ 対GDP比5.7% (2011年) ⇒【26.8兆円】	<ul style="list-style-type: none"> 月約11万円(1,100ユーロ)以上の年金受給者への年金給付額を1/7(約14%)切下げ【2012年・2013年】 (月約6万円(600ユーロ)以上約11万円(1,100ユーロ)未満の年金給付者に対しても累進的に給付額を切下げ。) 新規年金受給者に対する年金給付額を約4%切下げ【2012年～】 医療費の個人負担の増額【2012年～】 ※ 付加価値税率を引上げ(21→23%)
スペイン 	501億ユーロ 対GDP比4.5% (2014年) ⇒【21.2兆円】	<ul style="list-style-type: none"> 失業保険給付額の減額(受給開始6ヵ月後以降、基本額(注)の50%支給に引下げ) (注)給与をベースに算出。従来は受給期間全体を通じて基本額の60%支給。 ※ 付加価値税率を引上げ(18→21%) 2012年9月～】

(注1)2011年予算における数値。ギリシャでは、中期財政戦略(2011年6月)において65億ユーロ(対GDP比2.9%)規模の健全化策を策定するなど、追加的な緊縮策を講ずることとされている。

(注2)【】内は、各国の財政健全化策を我が国の経済規模(2011年度)に置き換えた場合の単年度の規模

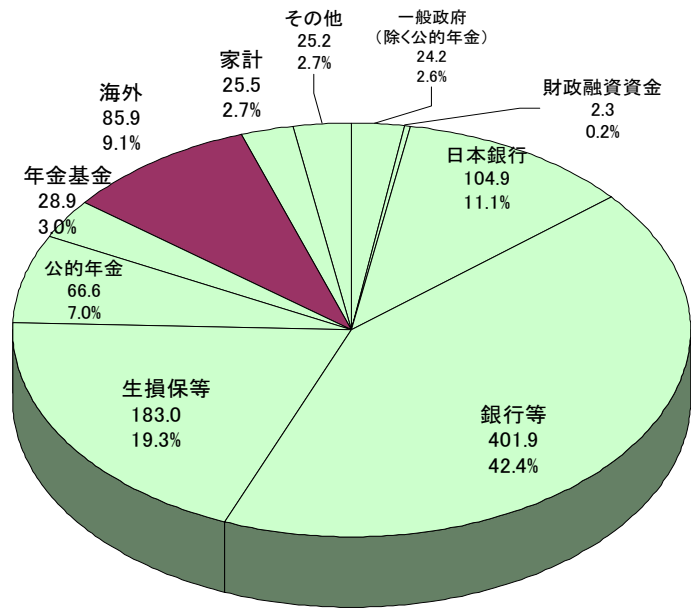
(出典)IMF「World Economic Outlook Database, April 2012」、内閣府「国民経済計算」、各国資料

各国の国債等所有者別内訳

資料 I - 1 - 11

<日本>

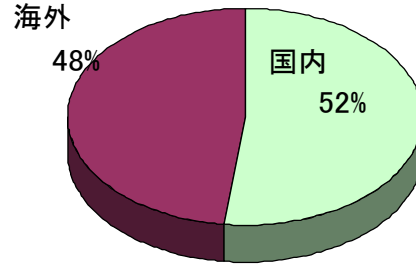
(2012年9月末速報)



合計 948兆4,177億円

<アメリカ>

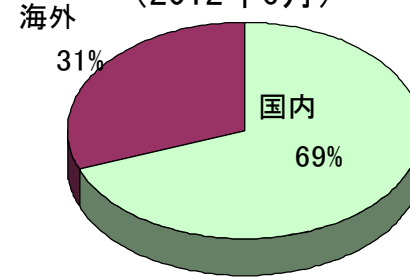
(2012年6月)



合計 11兆0,256億ドル

<イギリス>

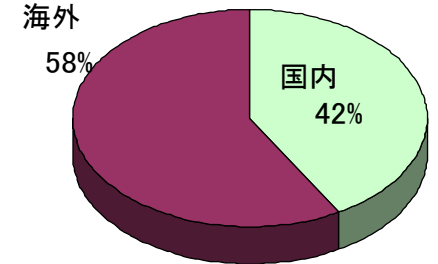
(2012年6月)



合計 1兆3,578億ポンド

<ドイツ>

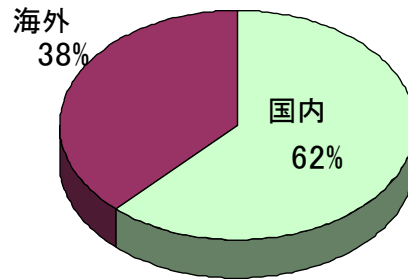
(2012年6月)



合計 1兆7,797億ユーロ

<フランス>

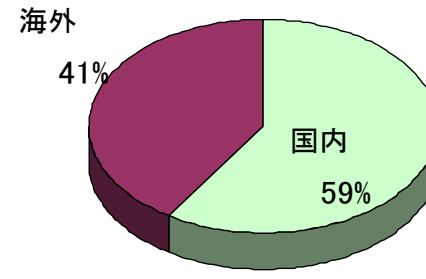
(2012年6月)



合計 5兆3,261億ユーロ

<イタリア>

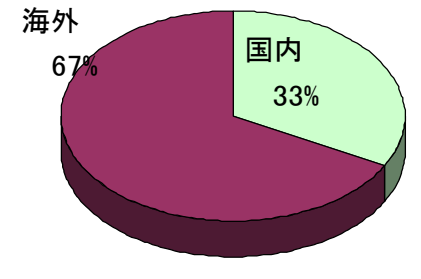
(2012年6月)



合計 1兆6,586億ユーロ

<ギリシャ>

(2012年6月)



合計 638億ユーロ

(注) 日本は財投債、国庫短期証券(T-Bill)を含む。アメリカは政府勘定向け非市場性国債を含まない。ドイツ、フランス及びイタリアは地方債等を含む。

(出所) 日本: 日本銀行「資金循環統計」、アメリカ: Federal Reserve Board「Flow of Funds Accounts of the United States」、イギリス: Office for National Statistics「United Kingdom Economic Accounts」、ドイツ: Deutsche Bundesbank「Deutsche Bundesbank Monthly Report」、フランス: Banque de France「Financial Accounts」、イタリア: Banca d'Italia「Supplements to the Statistical Bulletin」、ギリシャ: Bank of Greece「Financial Accounts」

日本の財政健全化目標

- ・ 国・地方の基礎的財政収支(プライマリー・バランス)について、遅くとも2015年度までに赤字対GDP比を2010年度から半減、遅くとも2020年度までに黒字化。
- ・ 国単独の基礎的財政収支(プライマリー・バランス)について、上記と同様。
- ・ 2021年度以降において国・地方の公債等残高の対GDP比を安定的に低下。

○ 【G20トロント・サミット】宣言(仮訳)[2010年6月26日、27日]

...先進国は、2013年までに少なくとも赤字を半減させ、2016年までに政府債務の対GDP比を安定化又は低下させる財政計画にコミットした。日本の状況を認識し、我々は、成長戦略とともに最近発表された日本政府の財政健全化計画を歓迎する。深刻な財政課題がある国は、健全化のペースを加速する必要がある。

○ 【G20カンヌ・サミット】アクションプラン(仮訳)[2011年11月3日、4日]

先進国は、以下の各国ごとのコミットメントに規定されるものを含め、各国の異なる状況を考慮しつつ、信認を構築し、成長を支えるための政策を採用し、財政健全化を達成するための明確で、信頼に足る、具体的な取組みを実行する。

(中略)

- ・ 日本は、中期的な財政健全化のコミットメントを確保しつつ、震災復興のための少なくとも19兆円(GDPの約4%)と見込まれる本格的な財政措置の迅速な実施にコミットする。

(中略)

- ・ 日本は、トロント・コミットメントを達成するため、2010年代半ばまでに段階的に消費税率を10%まで引き上げることなどの方針を定めた社会保障・税一体改革成案を具体化し、これを実現するための所要の法律案を2011年度内に提出することにコミットする。

○ 【G20ロスカボス・サミット】アクションプラン(仮訳)[2012年6月18日、19日]

... 先進国は、自国の財政が持続可能な道筋にあることを確保する。

- ・ 米国及び日本は、自国の中期財政健全化計画の強化と実施の重要性を認識しつつ、政府債務対GDP比の着実な減少につながる行動にコミットする。
- ・ 日本は、2015年度及び2020年度のプライマリー・バランスの目標を達成し、債務の対GDP比を2021年度以降低下させるとのコミットメントを再確認する。

【政府原案】

【修正】

子ども・子育て関係

- ・ 総合こども園法案
- ・ 子ども・子育て支援法案
- ・ 関係整備法案

① **社会保障制度改革推進法案（衆法）**
 ○ 社会保障制度改革の基本方針、社会保障制度改革国民会議の設置。

② **認定こども園法改正法案（衆法）**

③ **子ども・子育て支援法案（衆議院で修正）**

④ **関係整備法案（衆議院で修正）**
 ○ 認定こども園制度の改善。
 ○ 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付及び小規模保育等への給付の創設。

年金関係

- ・ 年金機能強化法案
- ・ 被用者年金一元化法案

⑤ **年金機能強化法案（衆議院で修正）**
 ○ 基礎年金国庫負担2分の1の恒久化
 ○ 受給資格期間の短縮
 ○ 短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大等。

⑥ **被用者年金一元化法案（衆議院で修正※）** ※形式的修正のみ

税制関係

- ・ 国税改正法案
- ・ 地方税改正法案

・ **国年法改正法案（衆議院で修正）⇒11月16日成立**
 ○ 平成24年度・25年度の基礎年金国庫負担割合2分の1維持に必要な財源を措置
 ○ 物価スライド特例分の解消

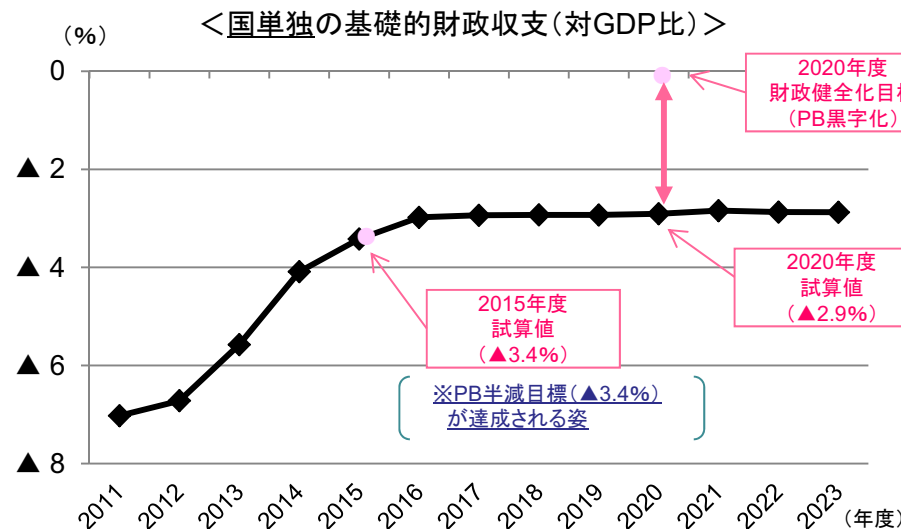
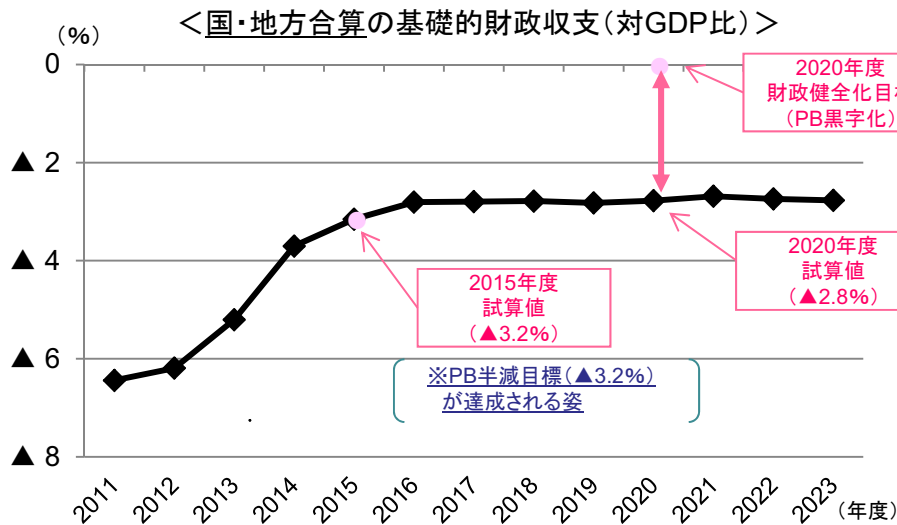
・ **年金生活者支援給付金法案 ⇒11月16日成立**
 ○ 低所得の老齢基礎年金受給者等に年金生活者支援給付金を支給。

⑦ **国税改正法案（衆議院で修正）**

⑧ **地方税改正法案（衆議院で修正）**

8月10日成立

試算結果(慎重シナリオ)



(注1)「社会保障・税一体改革関連法」等を踏まえ、消費税率(国・地方)が2014年4月1日より8%へ、2015年10月1日より10%へ段階的に引き上げられること、及び社会保障制度改革の実施などにより一定の歳出増が生じることを想定。
 (注2)2012年度、2013年度は特例公債法案の修正案を踏まえて、年金差額分(基礎年金国庫負担2分の1と36.5%の差分)について年金特例公債の発行により措置されることを想定。
 (注3)上記の数値は、復旧・復興対策の経費及び財源の金額を除いたベース

財政健全化目標の達成状況(慎重シナリオ)

◇基礎的財政収支

([]は対GDP比)

	国+地方		国単独	
2015年度	▲16.1兆円	[▲3.2%]	▲17.4兆円	[▲3.4%]
2020年度	▲15.4兆円	[▲2.8%]	▲16.1兆円	[▲2.9%]

(参考)

◇国・地方の公債等残高

(対GDP比)

	2015年度	2020年度	2023年度
国・地方の公債等残高	194.5%	209.2%	220.8%

- **2015年度**については、国・地方のPBは対GDP比▲3.2%程度(2010年度の水準からの赤字半減目標:▲3.2%)、国単独は対GDP比▲3.4%程度(赤字半減目標:▲3.4%)となり、**PB赤字半減目標が達成される姿**。
- **2020年度**における**PB黒字化目標を達成するためには、いずれもさらなる収支改善が必要**。
- **2021年度以降の国・地方公債等残高(対GDP比)については、安定的に低下させるとの目標に対し、今回の試算では累増する姿**。(2015年度:194.5%、2020年度:209.2%、2023年度:220.8%)

三党確認書を踏まえた特例公債法修正

三党確認書（抜粋）

平成24年11月13日

1. 平成24年度の補正予算において、政策的経費を含む歳出の見直しを行い、同年度の特例公債発行額を抑制するものとする。

2. 現行の財政健全化目標を踏まえ、中長期的に持続可能な財政構造を確立することを旨として特例公債発行額の抑制に取り組むことを前提に、安定的な財政運営を確保する観点から、平成27年度までの間、特例公債の発行を認めるものとする。

3. 特例公債法案について所要の修正を行い、上記1については附則に、上記2については本則に規定するものとする。

特例公債法修正の概要

附則第2項として以下の規定を追加。

政府は、平成24年度の補正予算において、政策的経費を含む歳出の見直しを行い、同年度において特例公債の発行額を抑制するものとする。

第2条（本則）を、平成24年度から平成27年度までの間の各年度における特例公債発行を認める規定に修正。

第3条（本則）として以下の規定を追加。

政府は、特例公債を発行する場合には、中長期的に持続可能な財政構造を確立することを旨として、各年度において特例公債の発行額の抑制に努めるものとする。

平成24年度補正予算フレーム

資料 I -2-5

(単位：億円)

歳 出		歳 入	
1. 事前防災・減災等関連経費	22,005	1. 税収	2,610
2. 成長による富の創出関連経費	26,924	2. 税外収入	1,495
3. 暮らしの安心・地域活性化関連経費	31,017	3. 公債金	52,210
(うち地域の元気臨時交付金	13,980)	4. 前年度剰余金受入	8,706
4. その他の経費	2,397		
5. 既定経費の減額	▲ 17,322		
-----		-----	
6. 復興特会への繰入	14,493	5. 前年度剰余金受入(復興財源)	11,165
7. 国家公務員等の人件費削減	▲ 3,328		
-----		-----	
8. 基礎年金国庫負担等	25,842	6. 年金特例公債金	25,842
合 計	102,027	合 計	102,027

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは一致しないものがある。

(注2) 公債金 52,210億円の内訳：建設公債の増 55,200億円、特例公債の減 ▲2,990億円

(注3) 経済対策の財政支出：102,815億円（一般会計歳出 1.～3.、復興関係経費 3,177億円、来年度の復興財源の追加 12,685億円、財政投融资特別会計における追加のうち 439億円、自動車安全特別会計における追加のうち 10億円、財政融資の追加 4,028億円、公共事業等の国庫債務負担行為 2,530億円の合計）

(注4) 経済対策の財政支出に一般会計歳出 4.、8.を含めた補正予算全体の財政支出は 131,054億円

(参考) 平成24年度東日本大震災復興特別会計補正予算フレーム

資料 I - 2 - 5

(単位：億円)

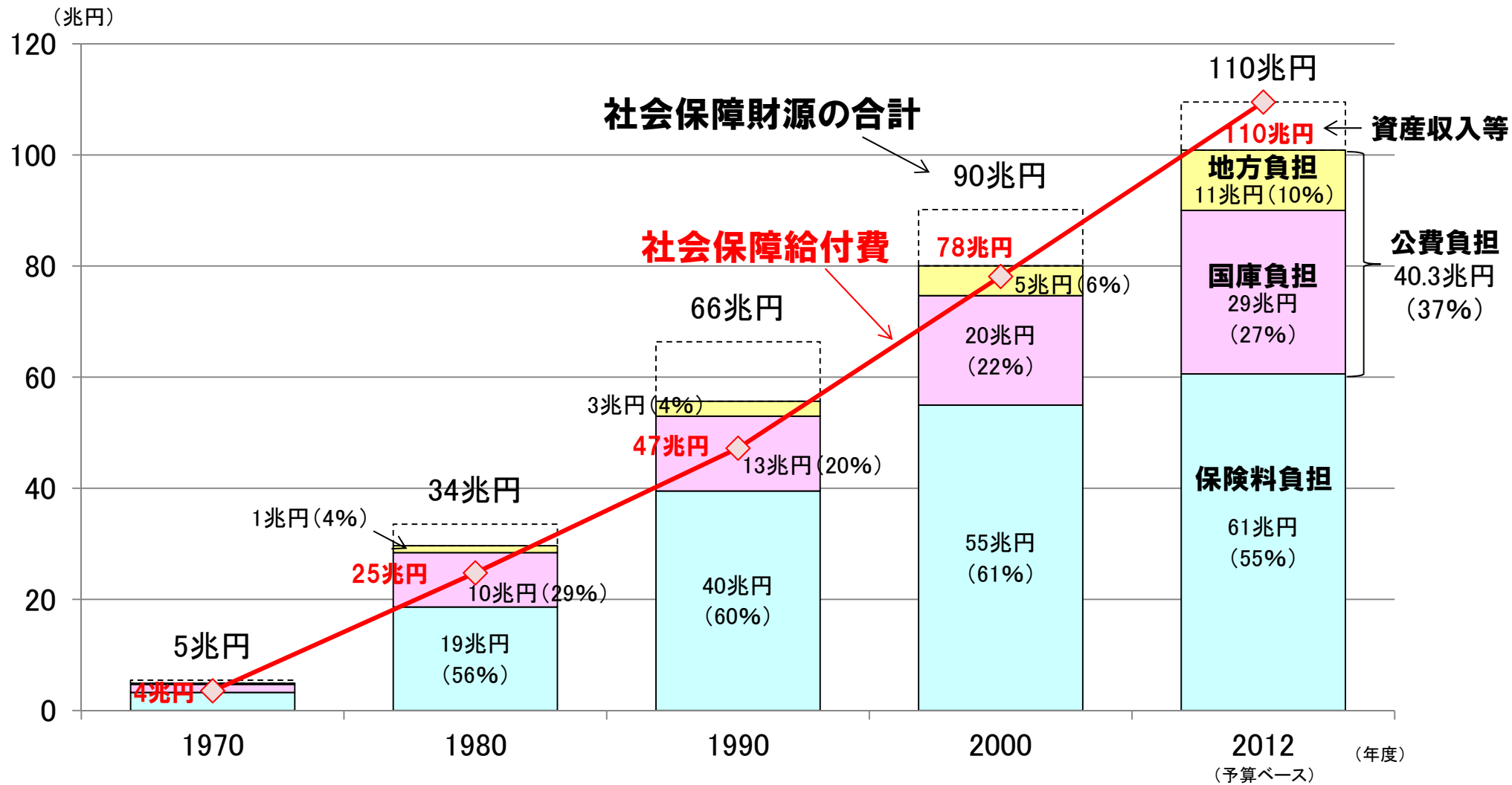
歳 出		歳 入	
1. 復興関係経費	3,177	1. 復興特別税収	252
2. 既定経費の減額	▲ 1,120	2. 税外収入	▲ 2
3. 来年度の復興財源の追加（復興債の償還）	9,895	3. 一般会計からの繰入	14,493
		4. 来年度の復興財源の追加（復興債の減額）	▲ 2,790
合 計	11,953	合 計	11,953

(注) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

社会保障財源の項目別推移

資料Ⅱ-1-1

財源内訳を見れば、1990年度から2012年度では、社会保険料負担の増加が約40兆円から約61兆円と約1.5倍にとどまり、社会保障給付費の伸びを下回っているのに対し、1990年度には約16兆円であった社会保障給付費の公費負担は2012年度には約40.3兆円と2.5倍に達している。



(注1) 社会保障給付費とは、公的な社会保障制度の給付総額を示すものである。
 (注2) 2000年度以前は「平成21年度 社会保障給付費」(国立社会保障・人口問題研究所)
 (注3) 各年度の社会保障財源の合計と社会保障給付費の差額は、年金の収支差(年金積立金の積み増し)等によるもの。

社会保障の充実と重点化・効率化

資料Ⅱ-1-2

- 2.7兆円程度の公費負担の追加については、3.8兆円の充実策と▲1.2兆円の重点化・効率化策の差し引きで講じるとの計画である。
- 年金、子育てについては、法案が成立。医療・介護を中心に今後、「社会保障制度改革国民会議」(設置期限は平成25年8月21日)を中心に議論される予定。

2015年度の所要額(公費)合計 = 2.7兆円程度

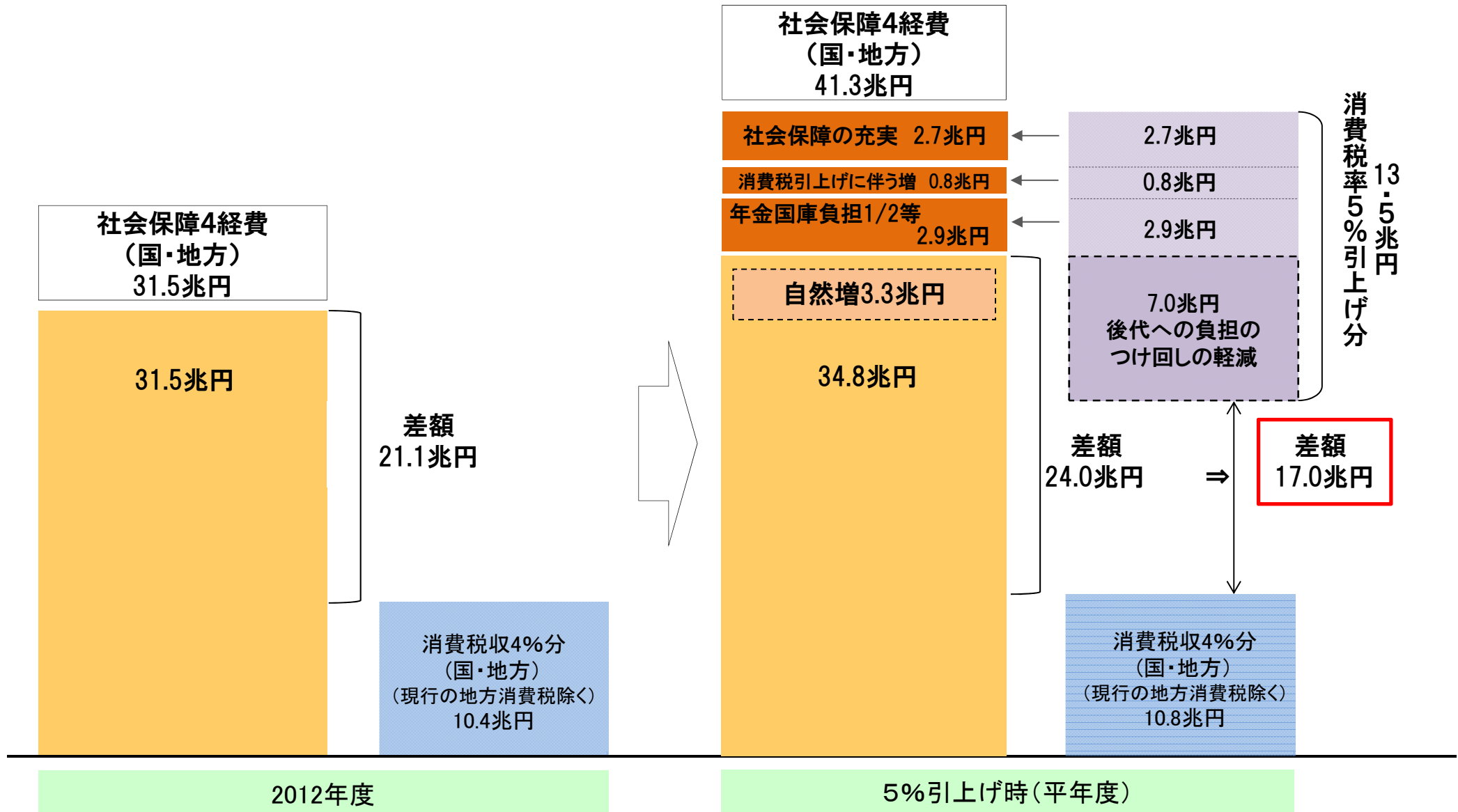


(※)3党の「確認書」では、今後の公的年金制度、今後の高齢者医療制度にかかる改革については、あらかじめその内容等について三党間で合意に向けて協議するとされている。

社会保障の安定財源の確保について

資料Ⅱ-1-3

消費税率引上げや社会保障・税一体改革が予定する重点化・効率化策が実現しても、社会保障4経費に対し、消費税収(現行の地方消費税を除く)はなお17兆円不足となると見込まれる。

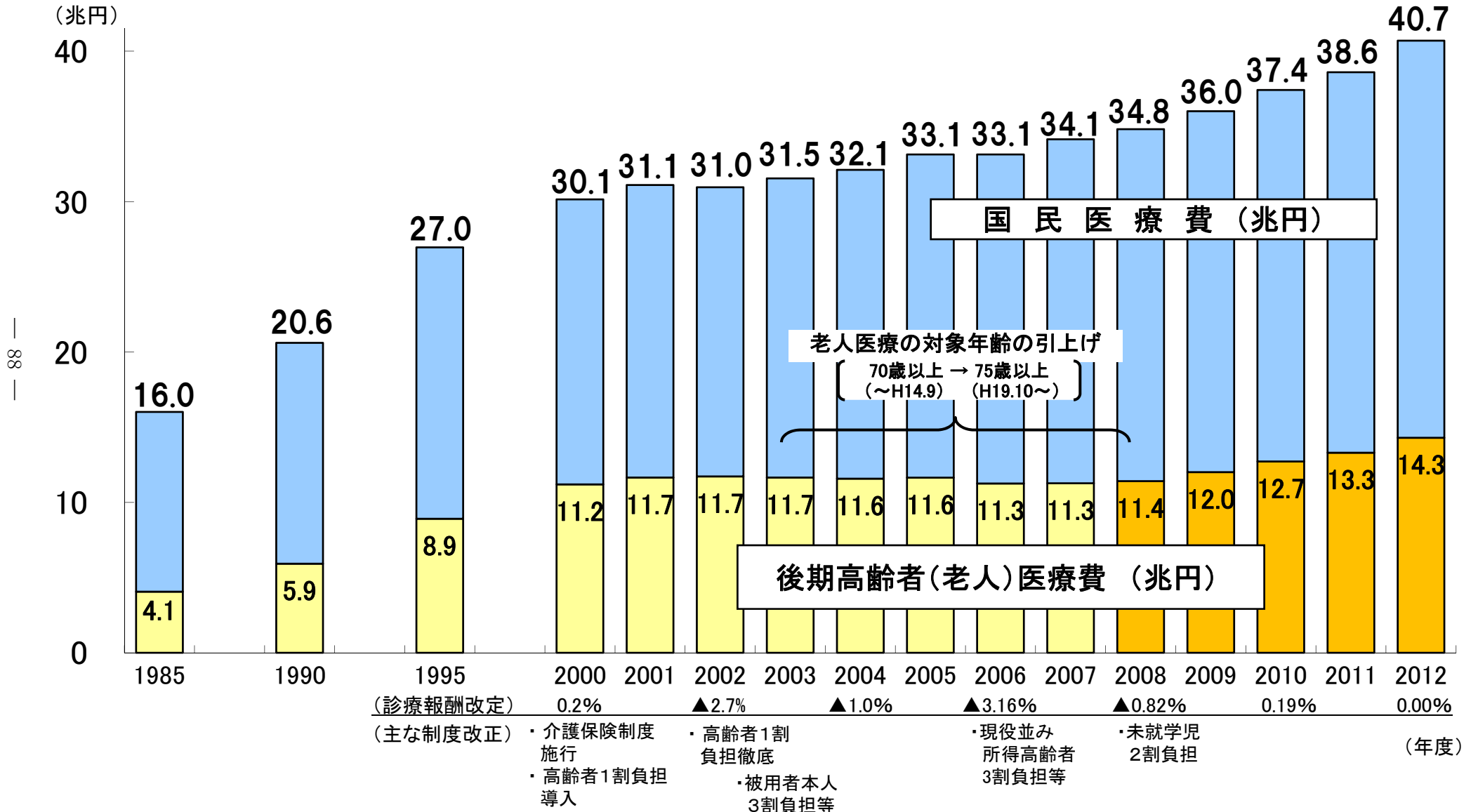


(注) 社会保障4経費とは、「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用」(平成21年度税制改正法附則第104条)を指す。

国民医療費の動向

資料Ⅱ-1-4

高齢化や医療の高度化等により、国民医療費は毎年3～4%の高い伸びを続けており、平成24年度予算では40兆円を超えている。



(注) 2011年度の国民医療費及び後期高齢者医療費は実績見込みであり、前年度の国民医療費及び後期高齢者医療費に当該年度の概算医療費の伸び率をそれぞれ乗じることにより、推計している。また、2012年度は、予算ベースの数値である。

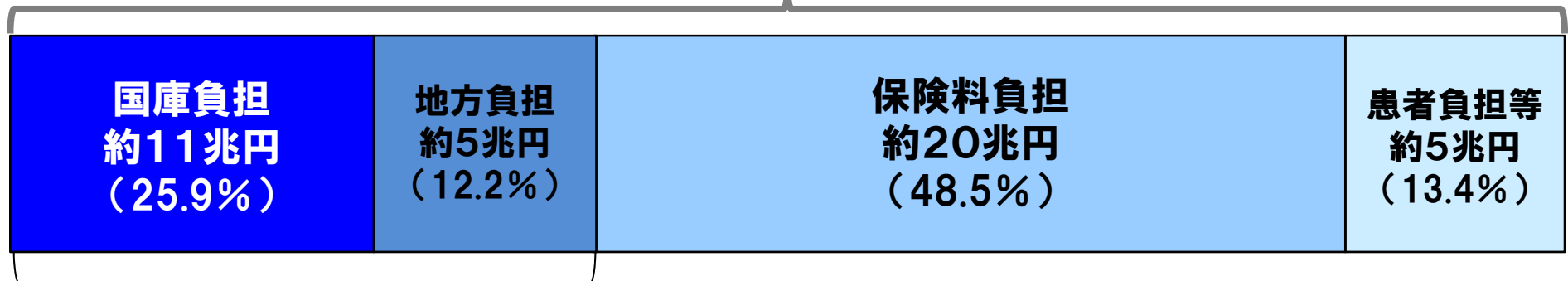
国民医療費の内訳

資料Ⅱ-1-5

- 医療費の財源内訳をみると、保険料が48.5%、13.4%が患者の自己負担、38.1%が公費負担により賄われている。
- 費用構造を見ると、国民医療費の約半分を医師等の人件費、約2割を医薬品が占めている。

○ **財源構造**（財源別の内訳は、予算ベースの国民医療費を最新の構成比で機械的に分割した値）

国民医療費（平成24年度予算ベース）：約41兆円



公費負担 約16兆円(38.1%)

※平成24年度当初予算における医療予算は10.2兆円

○ **費用構造**



後発医薬品の使用促進

資料Ⅱ-1-6

- 先発品と後発品では成分が同じでも1.5～3.5倍の価格差がある。
- 我が国の後発医薬品の使用割合は、諸外国に比して極めて低い。
- 後発品の使用が促進されれば、医療の質を維持しつつ、患者負担や国民負担の軽減が可能となる。

<先発品と後発品で薬価の差が大きい例>
 ……高脂血症用剤(5mg 1錠)

先発品: 薬品 A 59.30円 (100)

後発品: 薬品 B 35.40円 (60)
 薬品 C 27.30円 (46)
 薬品 D 15.60円 (26)

<先発品と後発品で薬価の差が小さい例>
 ……X線造影剤(50ml 1瓶)

先発品: 薬品 E 5,335円 (100)

後発品: 薬品 F 3,985円 (75)
 薬品 G 3,651円 (68)
 薬品 H 3,239円 (61)

国名	ジェネリック医薬品シェア(単位:%) (2011年度)	
	数量	金額
日本	22.8	8.8
アメリカ	72	14
イギリス	65	26
ドイツ	63	24
フランス	23	12

(出典) 日本: 厚生労働省 2011年9月 薬価調査

アメリカ、イギリス、ドイツ: IMS Health, MIDAS, Market Segmentation, RX only, Dec MAT 2009

フランス: フランス政府・医療用品経済委員会(CEPS)報告

(注) 諸外国の数値については、出典及び定義に差異があるため、単純に比較できないことに留意が必要。

後発品のある先発品が全て後発品に置き換わった場合の医療費への影響額

⇒ **医療費総額 ▲15,300億円 (国費 ▲4,000億円)**

※厚生労働省 2011年9月 薬価調査を基に、平成22年度国民医療費より推計

高齢者の窓口負担の軽減措置

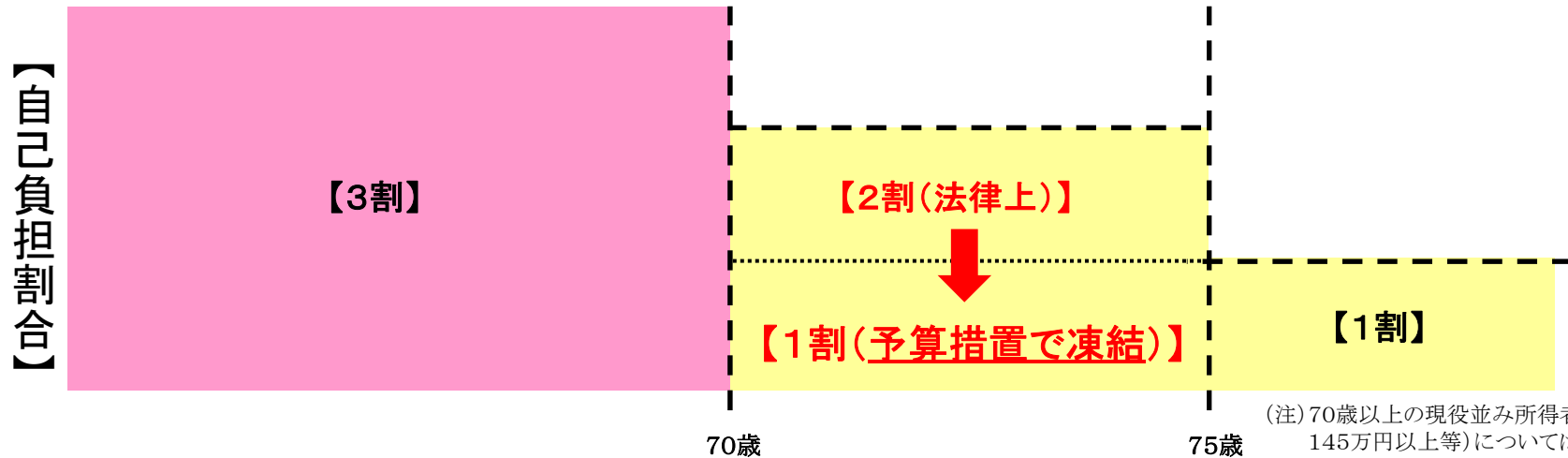
資料Ⅱ-1-7

○ 70～74歳の患者負担については、平成20年度以降、2割負担と法定されている中で、毎年度、約2千億円の予算措置により1割負担に凍結

(参考) 日本経済再生に向けた緊急経済対策(抄) (平成25年1月11日 閣議決定)

70～74歳の医療費自己負担については、当面、1割負担を継続する措置を講じるが、本措置の在り方については、世代間の公平や高齢者に与える影響等について、低所得者対策等とあわせて引き続き検討し、早期に結論を得る

【平成20年4月～】



(注) 70歳以上の現役並み所得者(国保:課税所得145万円以上等)については3割負担となる。

各年度の予算措置の状況

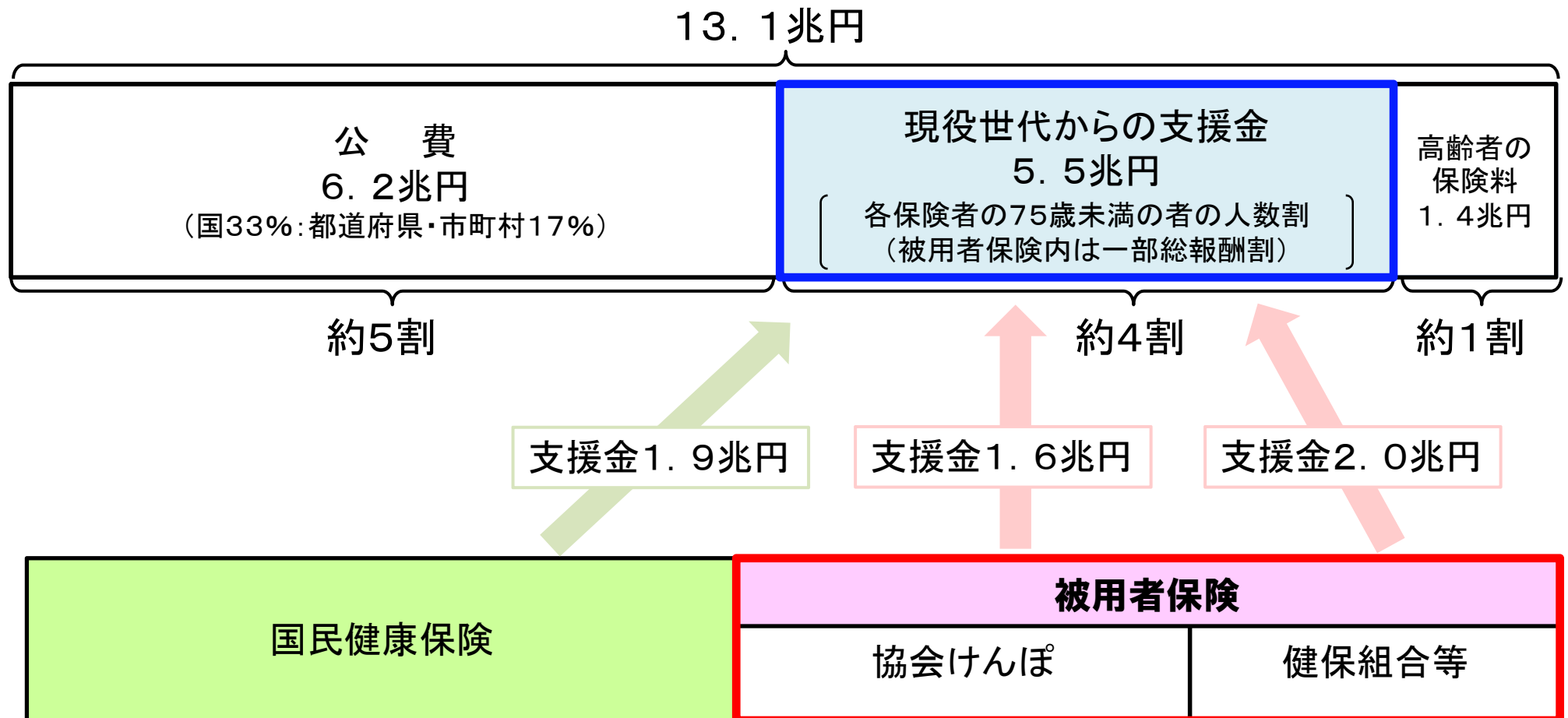
(単位: 億円)

	19補正	20①補正	20②補正	21②補正	22補正	23④補正	24補正(案)	計
20年度分	1,224	163	464					1,850
21年度分		1,419	433	66				1,917
22年度分				2,009	0.3			2,010
23年度分					2,051			2,051
24年度分						1,865		1,865
25年度分							1,898	1,898
計	1,224	1,582	896	2,075	2,051	1,865	1,898	11,592

後期高齢者医療制度の姿

資料Ⅱ-1-8

- 後期高齢者医療制度の財源は、加入者である75歳以上の方々が、それまでは被用者保険か国民健康保険に加入していたこと等を踏まえ、給付費の40%を被用者保険と国民健康保険からの支援金で賄っている。
- 各保険者が支払う支援金は、原則として、各保険者の加入者に応じたもの(人数割)となっているが、「健保組合」と「協会けんぽ」の間では、支援金の1/3について各保険者の加入者の報酬に応じたもの(総報酬割)となっている。※22～24年度の暫定措置

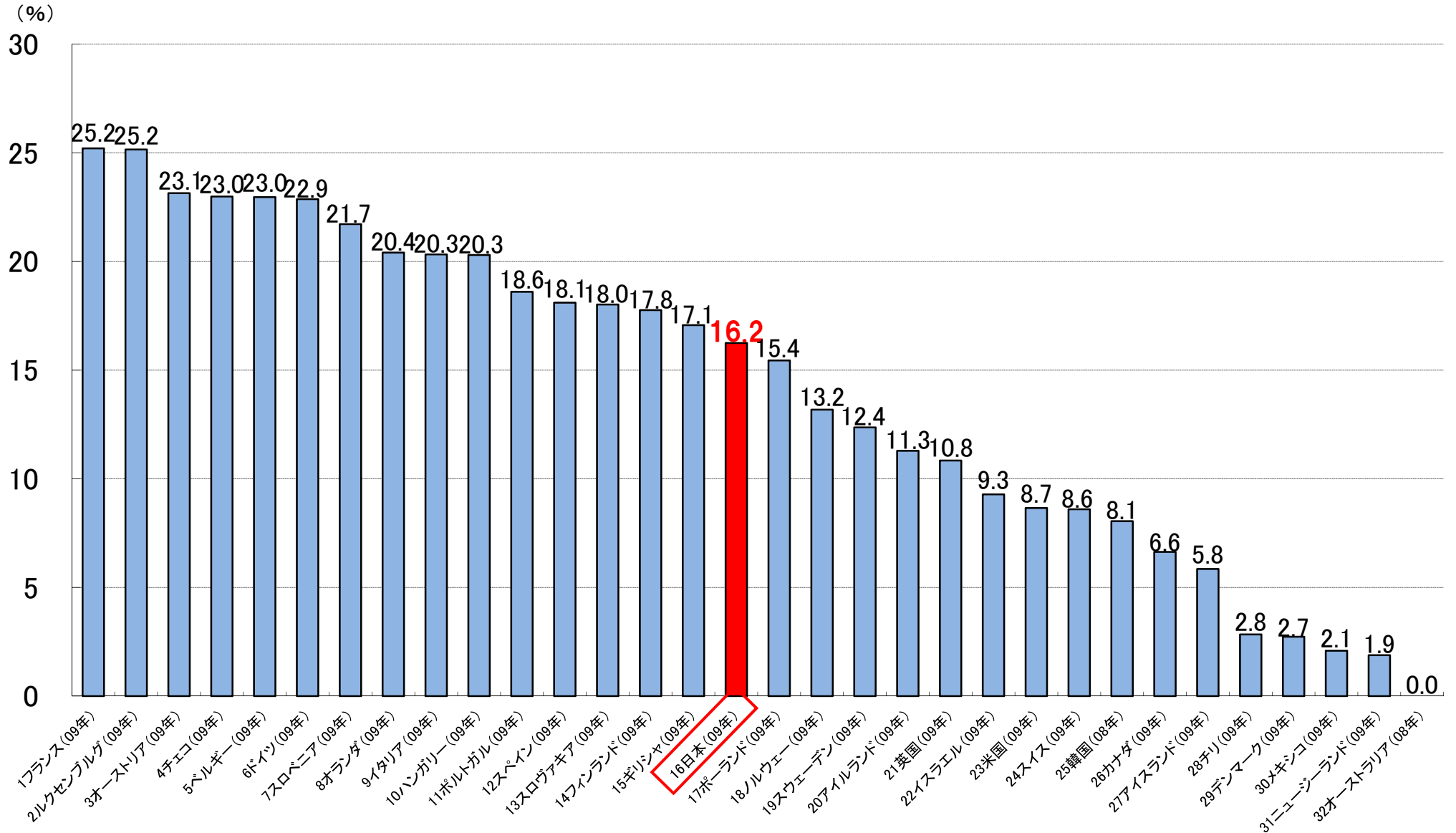


※ 計数は平成24年度予算ベース

社会保障負担率(対国民所得比)の国際比較(OECD加盟32カ国)

資料Ⅱ-1-9

社会保障負担率がOECD諸国で中位であり、我が国の保険料負担が諸外国と比べて高い水準とは言えない。

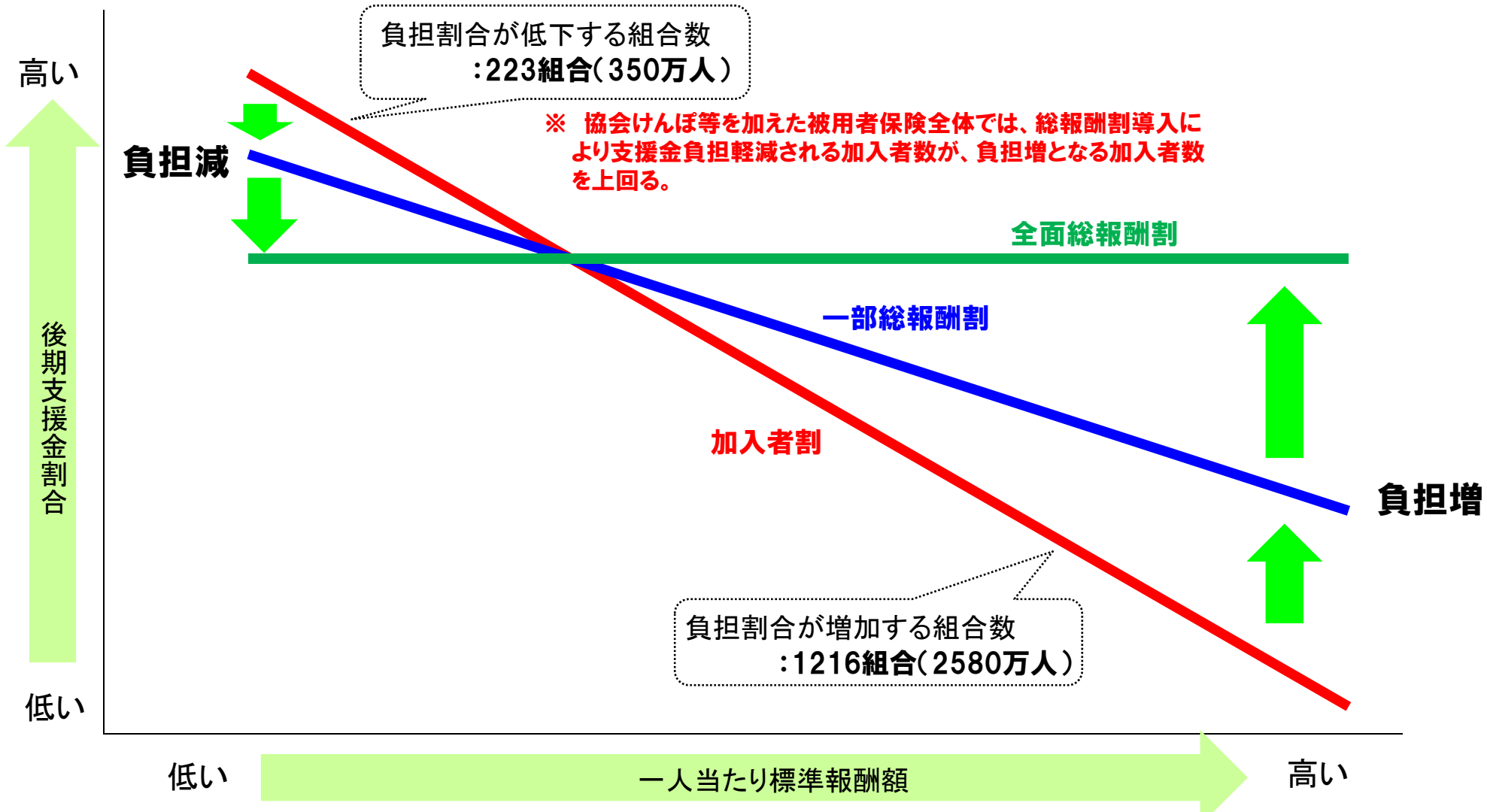


(注) OECD加盟国34カ国中32カ国の実績値。残る2カ国(トルコ、エストニア)については、計数が足りず、社会保障負担率が算出不能であるため掲載していない。

(出典) 日本:内閣府「国民経済計算」 諸外国:National Accounts 2011(OECD)

一人あたり標準報酬と後期支援金負担率のイメージ

総報酬割は、相当数の健保組合を含む所得の低い被用者保険に負担減をもたらす。



※ 被保険者ベースの値。
 ※ 組合数等は健保組合の平成23年度決算速報に基づく見込み。
 ※ 後期支援金割合は、被保険者一人あたり後期支援金を一人あたり標準報酬で除して算出。

社会保障・税一体改革で計画されている医療・介護機能再編(将来像)

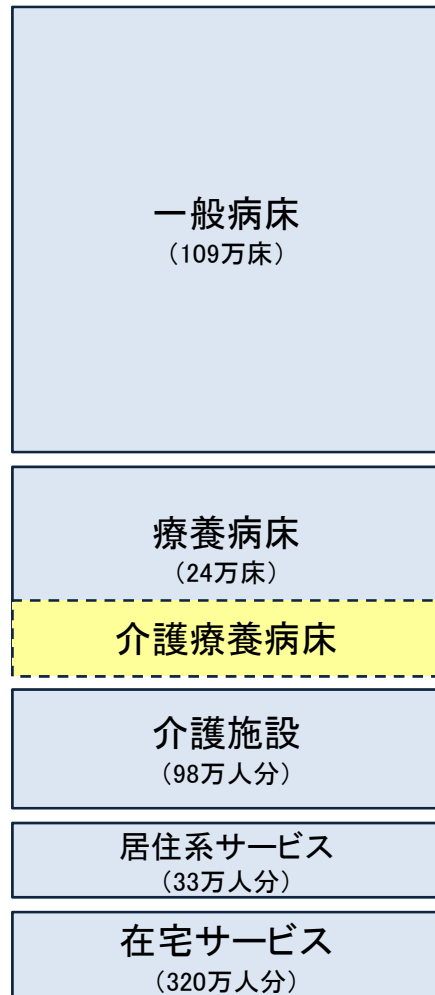
資料Ⅱ-1-11

○ 社会保障・税一体改革では、2025年に向けて患者ニーズに応じた病院・病床機能の役割分担や、医療機関間、医療と介護の間の連携強化を通じて、より効果的・効率的な医療・介護サービス提供体制を構築することが計画されている。

厚労省資料

【2012(H24)年】

【2025(H37)年】



【取組の方向性】

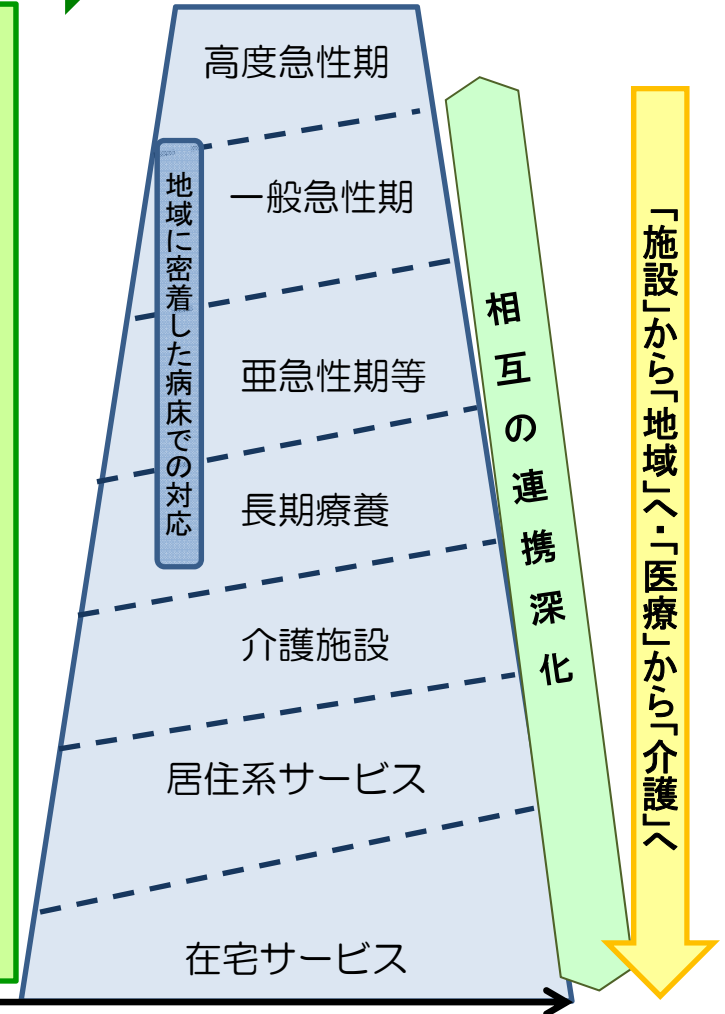
- 入院医療の機能分化・強化と連携
 - ・急性期への医療資源集中投入
 - ・亜急性期、慢性期医療の機能強化 等
- 地域包括ケア体制の整備
 - ・在宅医療の充実
 - ・看取りを含め在宅医療を担う診療所等の機能強化
 - ・訪問看護等の計画的整備 等
 - ・在宅介護の充実
 - ・居住系サービスの充実・施設ユニット化
 - ・ケアマネジメント機能の強化 等

2012年診療報酬・介護報酬の同時改定を第一歩として取り組む

医療法等関連法を順次改正

【患者・利用者の方々】

- ・病気になっても、職場や地域生活へ早期復帰
- ・医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域での暮らしを継続



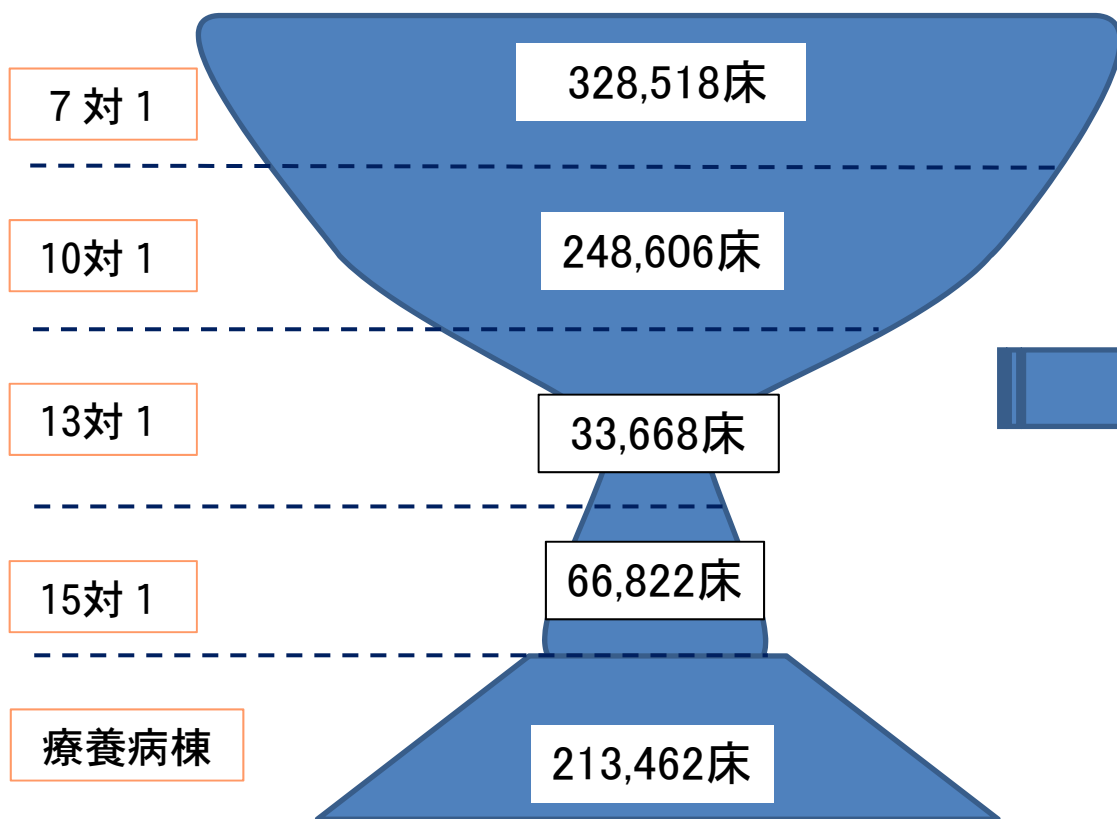
医療・介護の基盤整備・再編のための集中的・計画的な投資

現在の一般病棟入院基本料等の病床数

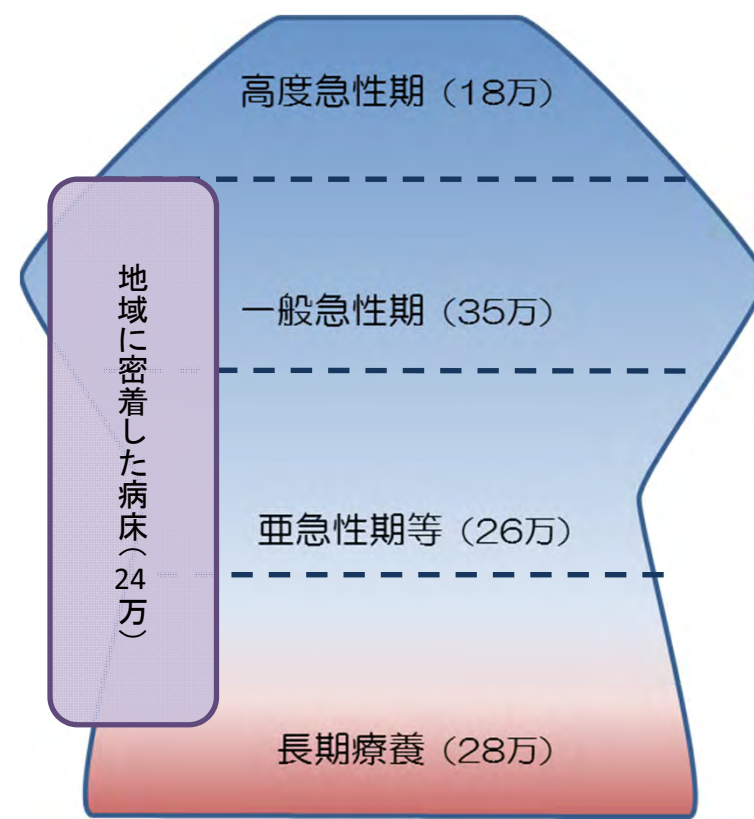
○ 届出医療機関数で見ると10対1入院基本料が最も多いが、病床数で見ると7対1入院基本料が最も多く、2025年に向けて医療機能を再編する必要。

平成23年11月25日 中央社会保険医療協議会総会 厚労省提出資料

<2010(H22)年の病床数>



<2025(H37)年のイメージ>



(注) 上記イメージは、医療の効率化のうち平均在院日数の減少等(▲4,400億円)の前提となるもの

諸外国における薬剤費負担

【先発品・後発品の取扱い】

- フランスでは、一部の医薬品(外来)の償還額は後発医薬品を基に設定され、それを上回る部分については患者負担(2004年～)。
- ドイツでは、外来薬剤費の1割を患者が負担することとなっているが、これに加え、薬剤費が参照価格を超過する分についても患者が負担。

(参考)スペインでは、医薬品はその主成分又は一般名での処方とし、薬局では最も安い医薬品(後発品)を提供することを義務付けている他、ギリシャ、イタリア、ポルトガル、アイルランドにおいても、医療支出抑制策の一環として、ジェネリック医薬品の使用促進に取り組んでいる。

【薬剤費の負担割合】

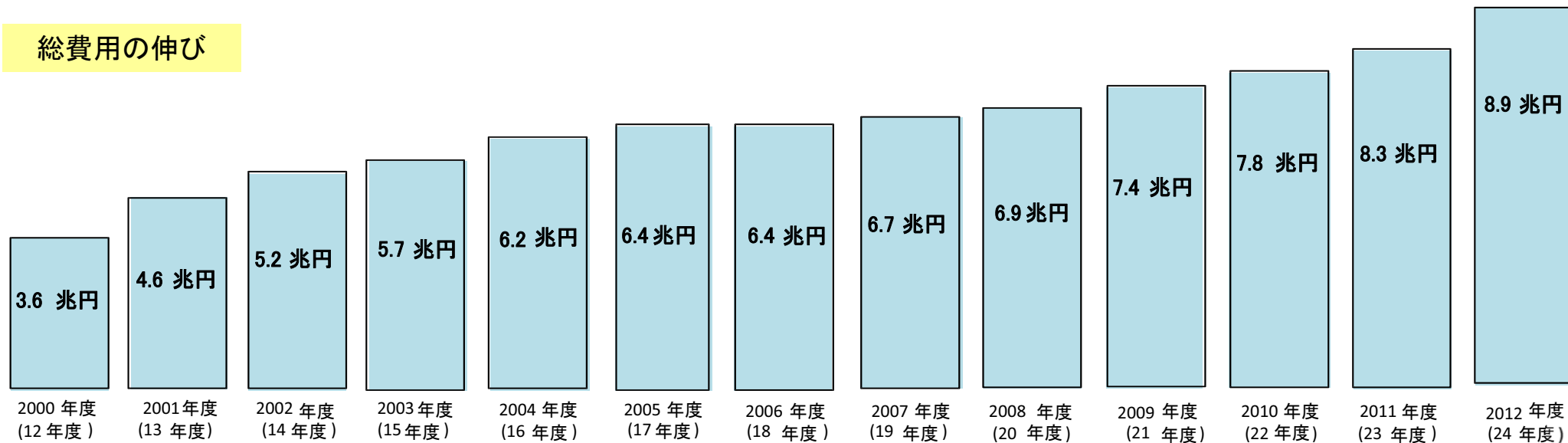
- フランスでは、薬剤(外来)の内容によって負担割合を変更。
 - ・ 代替性のない重要薬 : 0%
 - ・ ほとんどの治療薬 : 35%
 - ・ 胃薬など、軽治療薬 : 70%
 - ・ 再評価で有効性が乏しいとされたもの : 85%
 - ・ ビタミン剤等 : 100%

介護保険の総費用等の推移について

資料Ⅱ-1-14

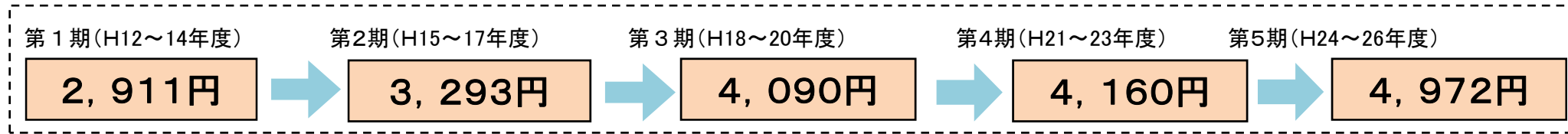
制度創設10年あまりで費用が2倍以上に伸びており、平成24年度予算では9兆円近くに及んでいる

総費用の伸び

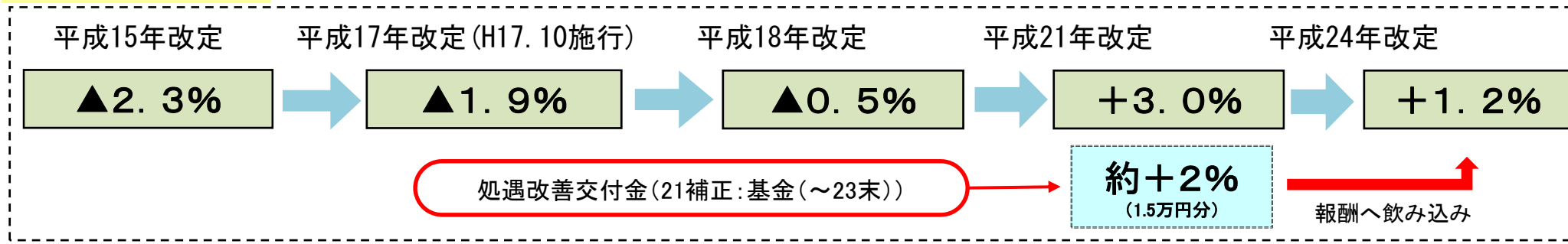


(注)2000～2010年度は実績、2011年度・2012年度は予算ベース。

1号保険料の推移(加重平均)

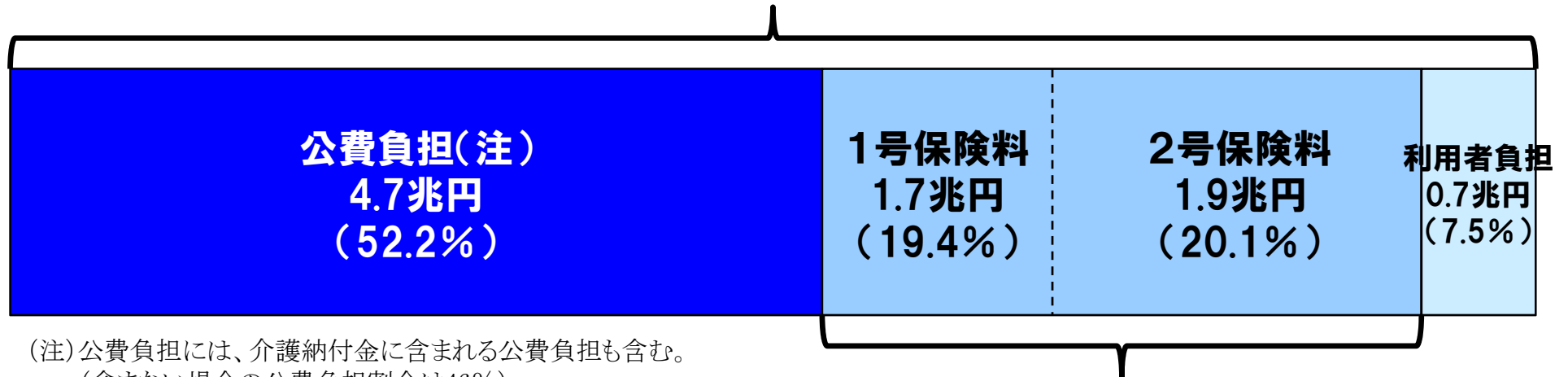


介護報酬改定



財源内訳を見れば、52.2%が公費負担となっており、その公費依存度は、75歳以上を被保険者とする後期高齢者医療制度を上回る高い水準にある。

介護保険総費用（平成24年度予算ベース）：約8.9兆円

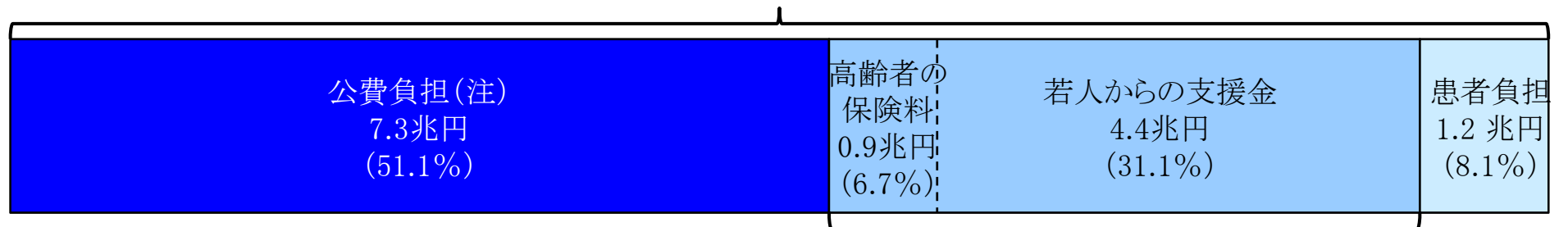


(注)公費負担には、介護納付金に含まれる公費負担も含む。
(含まない場合の公費負担割合は46%)

保険料負担:3.6兆円(40.3%)

(参考)後期高齢者医療制度の財源内訳

総費用(平成24年度予算ベース):約14.2兆円

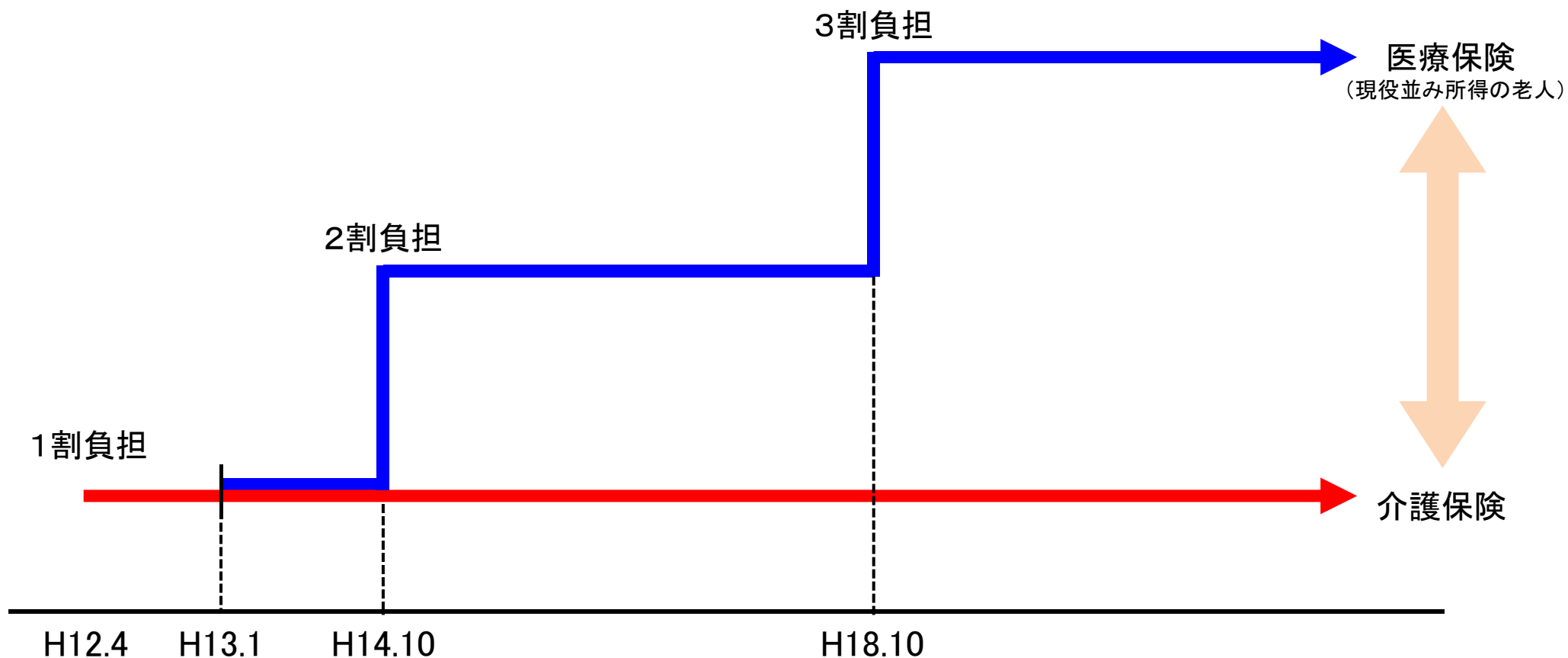


(注)公費負担には、若人からの支援金に含まれる公費負担も含む。
(含まない場合の公費負担割合は43%)

保険料負担:5.4兆円(37.8%)

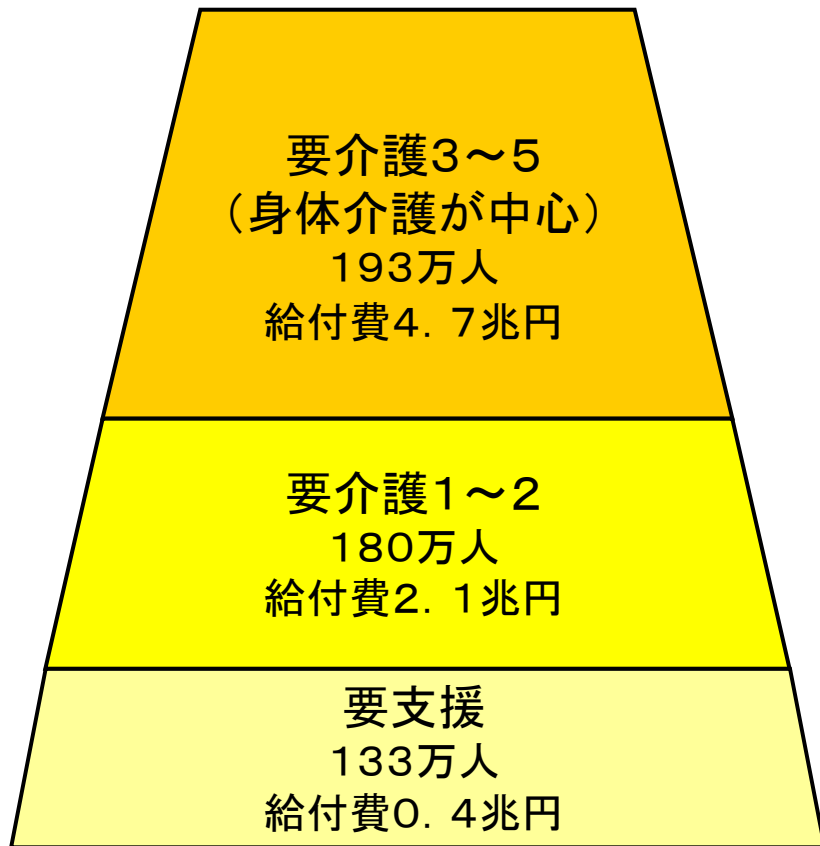
医療と介護の自己負担割合の推移

医療保険は、順次、自己負担割合を引き上げ。しかしながら、介護保険の自己負担割合は1割のまま推移(引上げなし)。



(参考1) 医療保険(老人)のH13.1以前は、定額制
(参考2) 医療保険の現役並み所得者: 年収383万円(単身)
(参考3) 介護保険の現役並み所得者: 年収310万円

- 現在の介護保険制度では、日常生活上の基本動作をほぼ自分で行うことが可能な者であっても、何らかの支援が必要とされれば、概ね保険給付の対象(要支援)と認定される。
- 要支援者に対するサービス提供の実態を見ると、訪問介護については、生活援助サービスが大半を占め、中でも掃除がその半分以上を占めている。

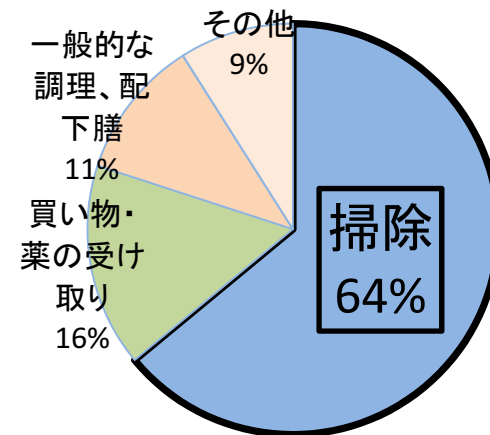


※ 自治体レベルでも、給付は重度者にシフトし、軽度者への給付は効率化すべきとの意見が見られる。
(財政制度等審議会ヒアリング・石川良一稲城市長、平成20年4月)

(注) 給付費は、高額介護(介護予防)サービス費、高額医療合算介護(介護予防)サービス費を含まない。(平成22年度 介護保険事業状況報告年報)

区分	状態(おおよその目安)
要支援1	日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能だが、何らかの支援を要する状態。(立ち上がり等)
要支援2	日常生活上の基本的動作について、ほぼ自分で行うことが可能だが、要支援1よりは支援を要する状態。(起き上がり等)
要介護1	要支援状態から、手段的日常生活動作を行う能力が低下し、部分的な介護が必要となる状態(起き上がり等)
要介護2	要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態(簡単な調理等)

「掃除」がサービスの半分以上を占める



生活援助サービスの内容

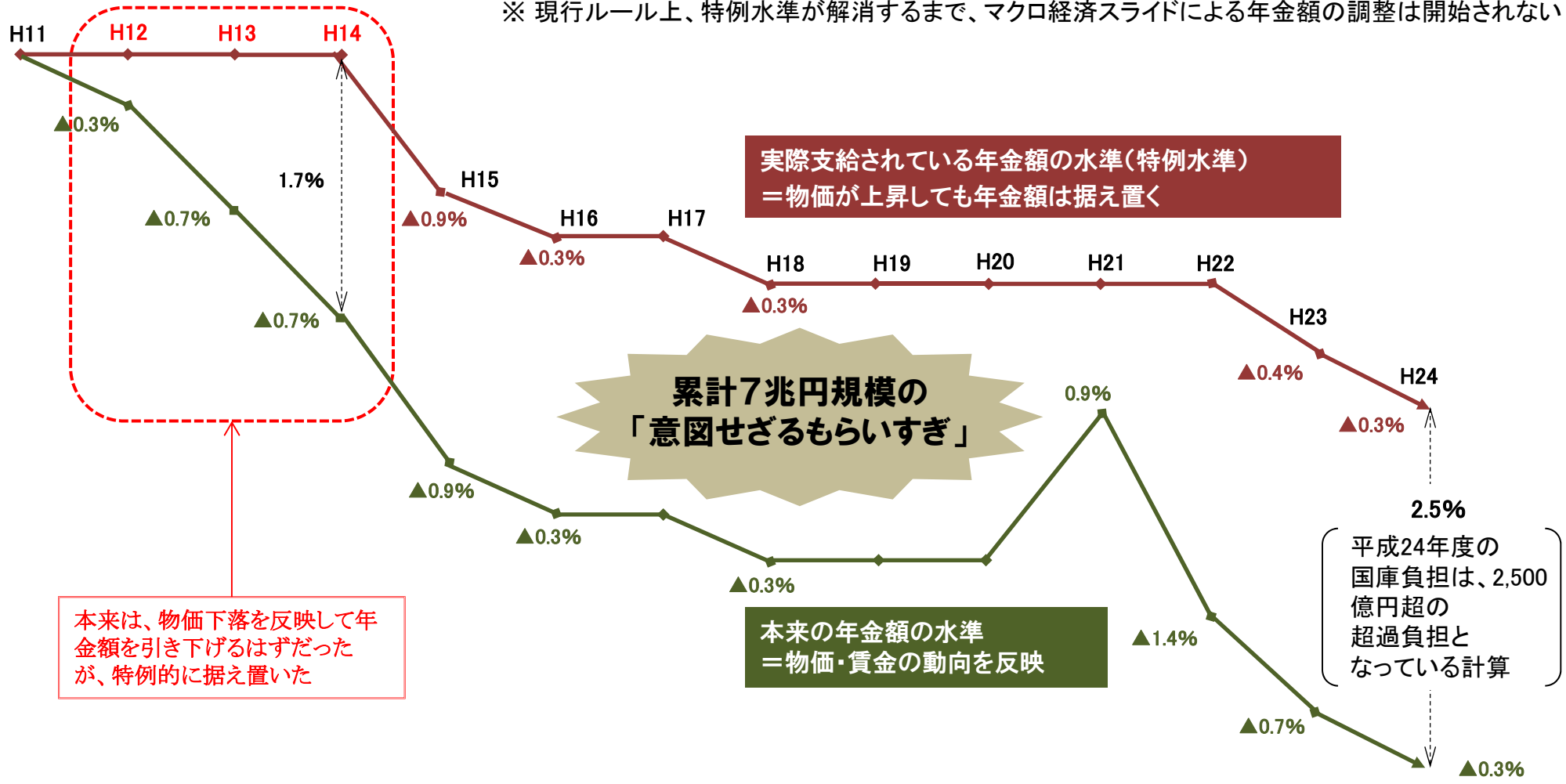
(注) 平成22年度 予算執行調査のデータより作成。

年金特例水準の解消について

資料Ⅱ-1-18

- 平成12年から14年にかけて、物価が下落したにもかかわらず給付額を据え置く措置により、年金給付の水準（特例水準）が本来のあるべき水準より高くなっている（2.5%）。
- 特例水準を解消するための法案が成立し、平成25年10月から1.0%、平成26年4月から1.0%、平成27年4月から0.5%の年金給付水準の引下げが行われることとなった。

※ 現行ルール上、特例水準が解消するまで、マクロ経済スライドによる年金額の調整は開始されない



本来は、物価下落を反映して年金額を引き下げるはずだったが、特例的に据え置いた

本来の年金額の水準 = 物価・賃金の動向を反映

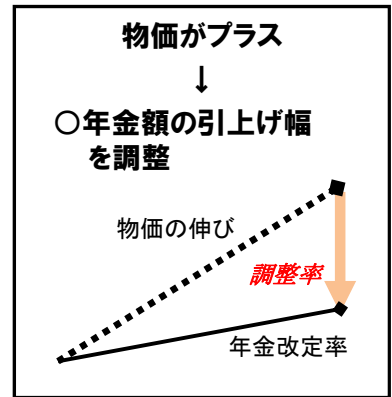
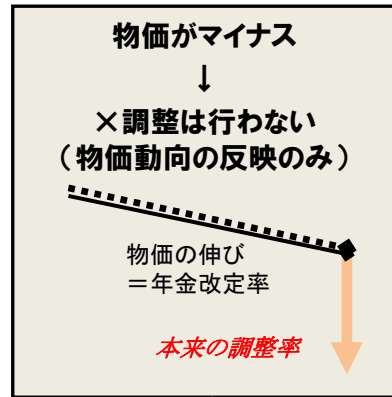
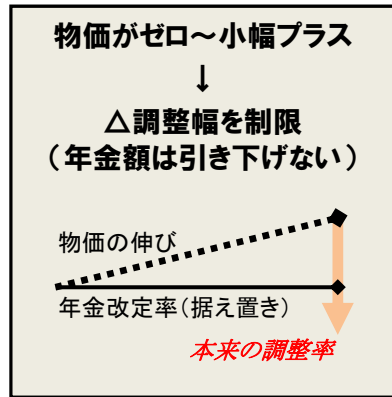
累計7兆円規模の「意図せざるもらいすぎ」

2.5%
平成24年度の国庫負担は、2,500億円超の超過負担となっている計算

特例水準について、25年度から3年間で解消（国民年金法改正法案）
 ※ 25年10月▲1.0%～、26年4月▲1.0%～、27年4月▲0.5%～

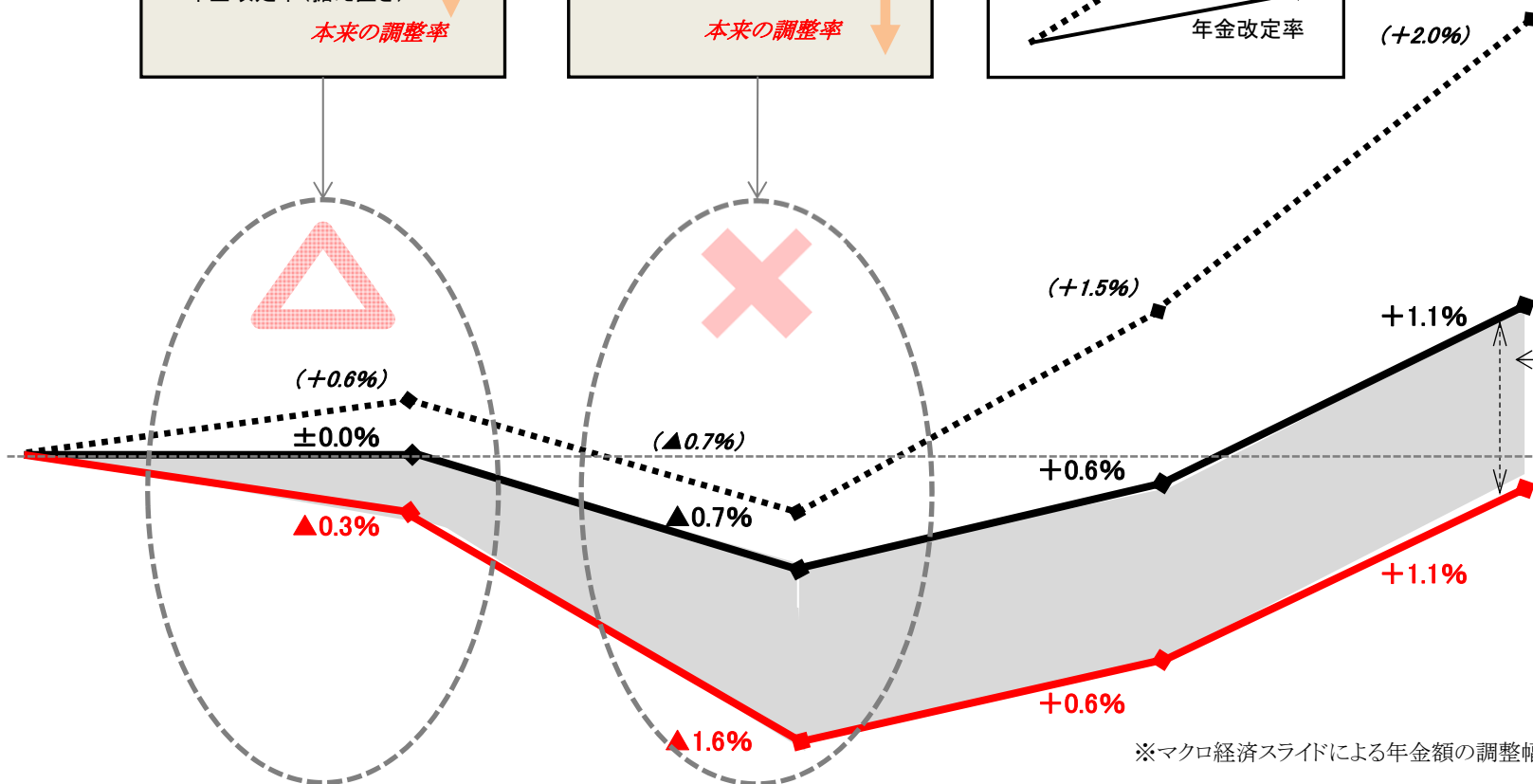
デフレ下のマクロ経済スライド(名目下限ルール)について

現行ルールでは、いわゆる「名目下限ルール」により、物価等が下落する場合や物価上昇幅が小さい場合にはマクロ経済スライドによる年金額の調整は十分に機能しない。



物価動向(イメージ)

年金額の水準



現行ルール
現行ルールでは、物価動向次第で年金額の調整が不十分となる

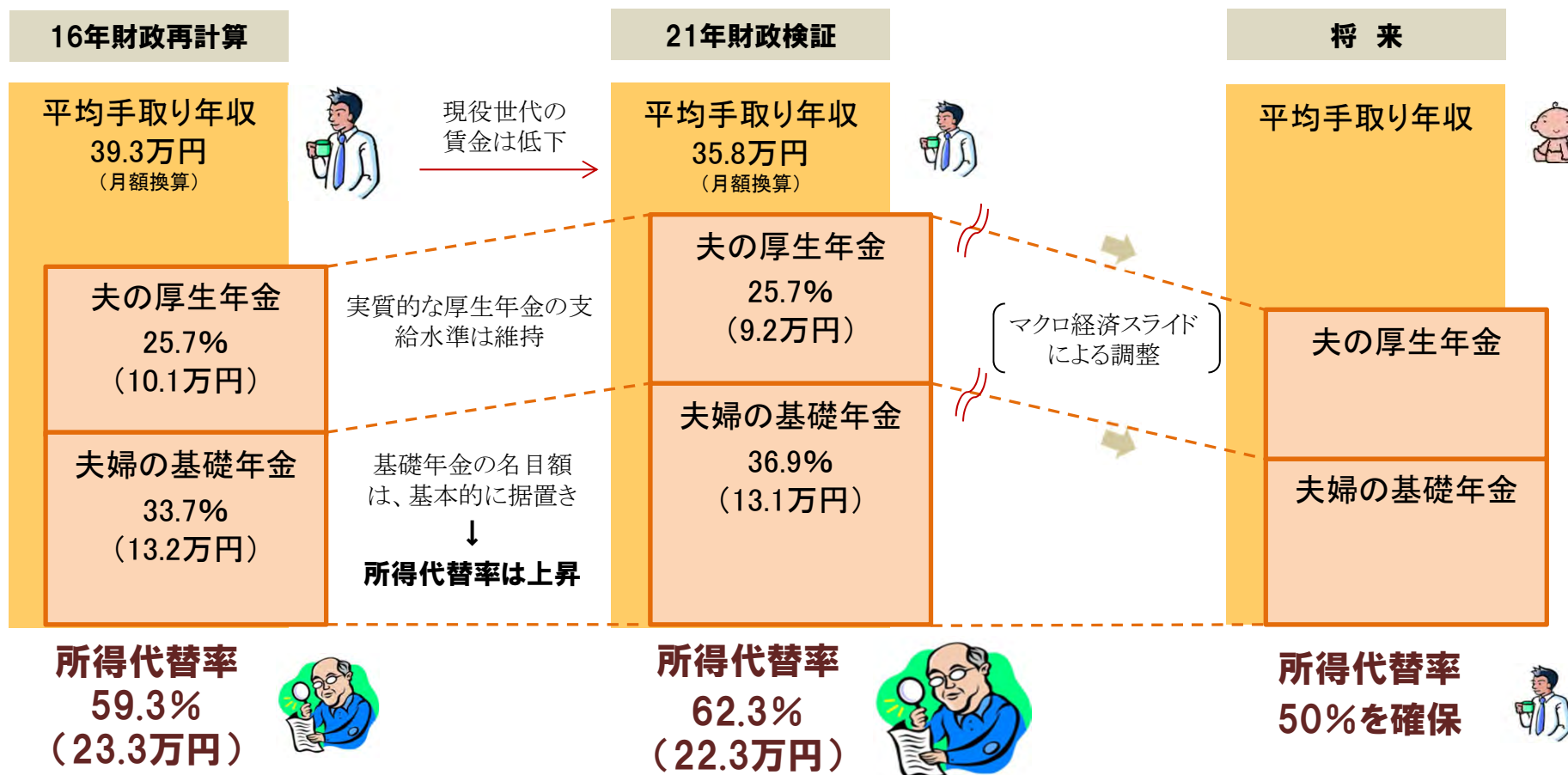
年金額を必ず調整
(長期的な給付と負担のバランスを確保するための前提)

※マクロ経済スライドによる年金額の調整幅は、0.9%程度と想定

所得代替率の上昇について

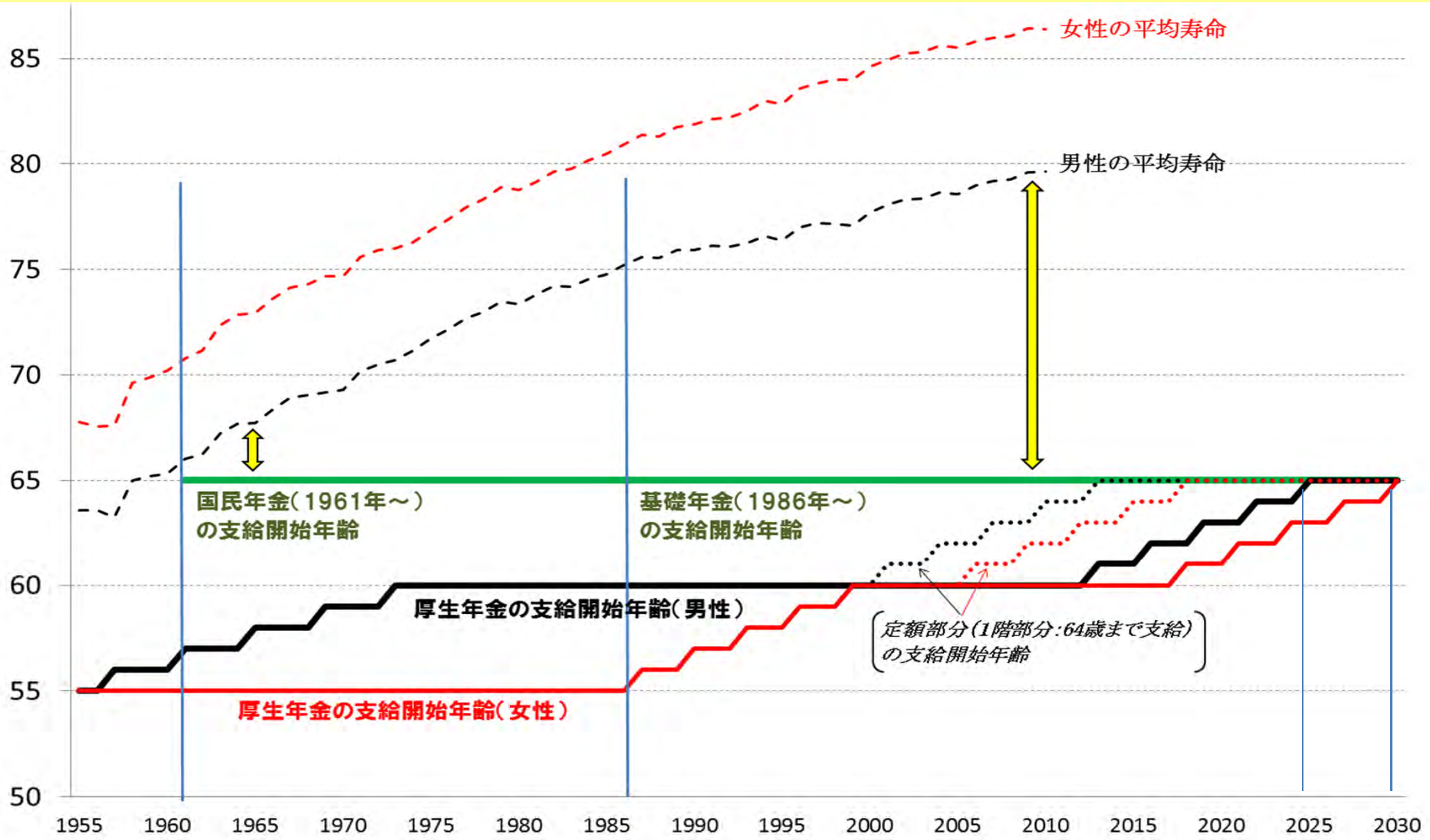
平成16年改正で導入されたマクロ経済スライドによる年金額の調整が機能しない一方で、現役世代の賃金が低下しているため、現在の年金受給者については、所得代替率がかえって上昇している。

所得代替率とは、年金給付額が、現役世代の平均的な報酬の何割に当たるかを示す指標
 ⇒ 平成16年改正では、マクロ経済スライドによる年金額の調整を制度化しつつ、「標準的な年金受給世帯」(=平均的な報酬のサラリーマン夫+専業主婦)の所得代替率は50%を確保するとされた



年金の支給開始年齢について

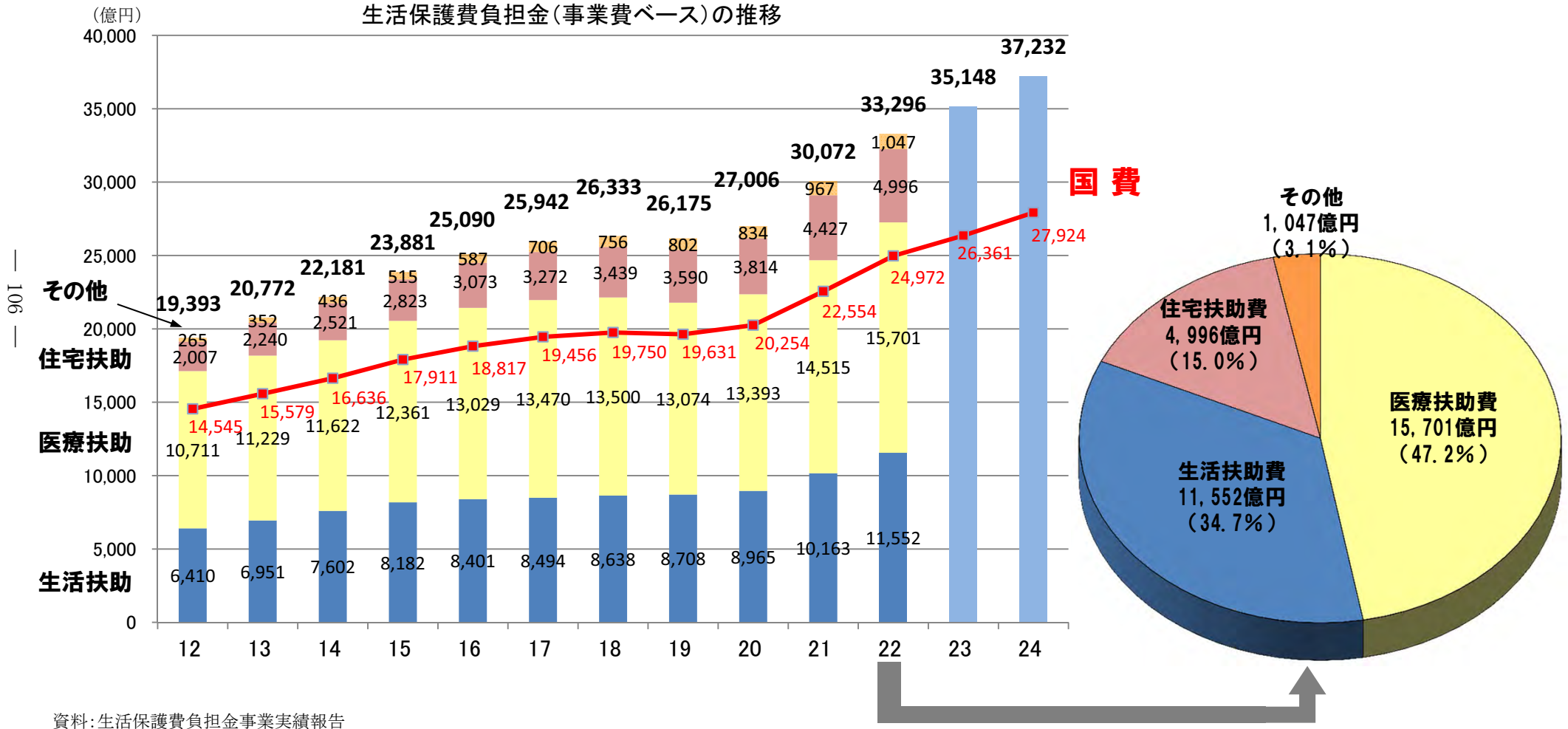
- 国民皆年金を実現した昭和36(1961)年当時は、国民年金の支給開始年齢(65歳)は、男性の平均寿命に近い水準
- 平均寿命が伸長する中で、厚生年金については支給開始年齢引上げスケジュールが決定しているが、基礎年金の支給開始年齢は65歳



生活保護費の推移

- 生活保護費は、24年度予算では、約3.7兆円(国費2.8兆円)。
- 特に21年度以降急増しており、制度の持続可能性に問題が生じている。
- 特に、生活扶助費、医療扶助費の占める割合が大きい。

生活保護費負担金(事業費ベース)の推移



資料:生活保護費負担金事業実績報告

※ 平成22年度までは実績額、23年度は補正後予算額(前年度精算交付分除く)、24年度は当初予算額

生活保護費の内訳
(平成22年度実績)

生活保護についての論点(まとめ)

【生活扶助】

- <論点1> 5年に1度の検証に基づく**生活扶助基準の一般低所得者の消費水準との均衡確保**
- <論点2> 毎年度実施することとされている、**一般国民の生活レベルの伸び率の生活扶助基準への反映**について、過去数年間にわたり見送ってきたことに伴う「たまり」分の反映
- <論点3> **生活扶助基準の改定方式について**、①5年に1度の検証については、比較対象とすべき「一般低所得者」を決める所得分位が現行のものでよいか、②毎年度の検証については、民間最終消費支出に準拠する現行の方式が適切か、の**検証**
- <論点4> 生活保護受給者の自発性に期待する従来の就労支援に加えて、**生活保護受給者の就労インセンティブを制度的に引き出す枠組みの導入**

【医療扶助】

- <論点5> 患者側、医療機関側のモラルハザードを防止し、制度の信頼性を確保する観点等からの**一部自己負担の導入（翌月償還を含む）、後発医薬品の原則化**
- <論点6> **医療扶助における交通費の支給**について、全額公費で支えられていることを踏まえた、**国民から理解の得られる枠組みの導入**

【住宅扶助】

- <論点7> **住宅扶助基準の一般低所得者の家賃水準との均衡確保**
- <論点8> 住宅扶助基準の改定方式について、**家賃CPIに連動した改定方式への見直し**

【その他の加算、扶助】

- <論点9> **各種の加算・扶助について**、経済・社会情勢の変化等も踏まえた**必要性や在り方の根本的な検討**